

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成22年3月15日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・ 固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（村上英明委員、三宅秀明委員、森内一蔵委員）	
散会の宣告	75

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年3月15日(月) 午前9時58分 開会
午後5時14分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 森内一蔵	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
市長公室長 羽原 修	同室次長 有山 泉	同室参事 吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎		同室参事 北野人士
秘書課長 井口久和	同課参事 橋本英樹	政策推進課長 山口 猛
同課参事 小矢田博子	同課参事 工藤正巳	人事課長 山本和憲
同課参事 石原幸一郎	人権室人権推進課参事 林 彰彦	
人権室女性政策課長 牛渡長子		
総務部長 奥村良夫	同部次長兼財政課長 宮部善隆	
同部参事兼総務防災課長 布川 博	同部参事兼法制文書課長 奥 幸市	
同部参事兼市民税課長 寺本敏彦	総務防災課参事 小原幹雄	
情報政策課長 柳瀬哲宏	固定資産税課長 入倉修二	同課参事 中西利之
納税課長 野村眞二	工事検査室長 角田猛志	同室参事 宮木茂実
会計管理者 紀田光司	会計室長 寺西義隆	
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 南野邦博		
同局局次長 豊田拓夫		
消防長 石田喜好	消防本部次長兼消防署長 浜崎健児	
同本部参事兼総務課長 北居 一	同課参事 明原 修	予防課長 森 一男
警備第1課長 本山 勝	同課参事 熊野 誠	警備第2課長 樋上繁昭
同課参事 納家浩二		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成22年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 5号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第10号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分
議案第21号 摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定の件
議案第24号 摂津市立男女共同参画センター条例制定の件
議案第25号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 26 号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 27 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 29 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 36 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

最初、理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。年度末、何かとお忙しい中、本日は総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は、平成22年度の一般会計予算所管分外9件のご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一たん中座いたしますが、どうぞよろしくお願い致します。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付してあります案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野口博委員長 それでは再開いたします。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

補足説明をお願いいたします。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第1号、平成22年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、平成22

年度摂津市一般会計予算書20ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は前年度に比べ3億300万円の減となっております。これは、景気後退による給与収入総額の減少などにより、個人市民税の減額が見込まれるものでございます。目2、法人は、前年度に比べ7億9,200万円の減となっております。これは、個人市民税と同様、景気後退により市内企業の収益減少が見込まれることにより、法人税割が減額となるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ1億5,300万円の増となっております。これは、家屋の新増築による増加などによるものでございます。目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ700万円の増となっております。項3、軽自動車税は、前年度に比べ80万円の増となっております。

22ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ14億円の減となっております。項5、都市計画税は、前年度に比べ2,600万円の増となっております。これは、固定資産税と同様、家屋の新増築による増加などによるものでございます。

款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税は、前年度に比べ1,700万円の増となっております。項2、自動車重量譲与税は、前年度と同額を計上しております。なお、地方譲与税全体では、24ページの税制改正前の地方道路譲与税分が、地方揮発油譲与税に移行したため、前年度と同額となっております。

24ページ、款3、利子割交付金は、前年度と同額を計上しております。款4、配当割交付金は、前年度と同額を計上しております。款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額を計上

いたしております。

26ページ、款6、地方消費税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。目2、旧法による自動車取得税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、前年度に比べ4,100万円の増となっております。これは、子ども手当創設に伴う地方負担の増加相当分に対しまして、地方特例交付金の交付が見込まれることなどによるものでございます。なお、地方特例交付金全体では、減税補てん特例交付金廃止の際の激変緩和措置が、平成21年度をもって終了することにより、前年度に比べ2,300万円の減額となっております。

28ページ、款10、地方交付税は、前年度に比べ1億5,350万円の増となっております。款11、交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

30ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料を計上いたしております。

次に34ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料及び税務督促手数料を計上いたしております。

続きまして、42ページをご覧くださいと存じます。款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を計上いたしております。

次に、48ページをご覧くださいと存じます。款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

50ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入を計上いたしております。目2、利子及び配当金は、各種基金利子を計上いたしております。

52ページ、款17、寄附金は、前年度と同額を計上いたしております。款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度と同額を計上いたしております。項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ6億3,010万6,000円の増となっております。目2、公共施設整備基金繰入金は、前年度に比べ1億1,900万円の減となっており、千里丘三島線道路改良事業などの財源として計上いたしております。

54ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度と同額を計上いたしております。項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ110万円の減となっております。項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度に比べ8,000円の減となっております。項4、雑入、目1、滞納処分費は、前年度に比べ3,000円の減となっております。

56ページ、目2、雑入では、財政課分として大阪府市町村振興協会交付金を総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして、60ページをご覧くださいと存じます。款20、市債は、前年度に比べ4億7,990万円の減となっております。本年度は、借換債の発行の

予定はないため、借換債を除く実質ベースの前年度との比較では、4,480万円の減額となっております。本年度発行予定の市債といたしましては、目1、民生債は、地域福祉活動支援センター事業債、目2、衛生債は、火葬炉設備改修事業債、目3、土木債は、市道千里丘23号線改良事業債及び市営住宅建替事業債、目4、消防債は、消防施設整備事業債、目5、臨時財政対策債は、臨時財政対策債、目6、退職手当債は、退職手当債となっております。借入限度額及び借入方法などにつきましては、10ページの第4表、地方債に記載のとおりでございます。款21、繰越金は、3億円を新たに計上いたしております。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げますので、66ページをご覧くださいと存じます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては、70ページまで記載のとおり、そのほとんどが内部管理事務の執行経費でございます。

70ページ、目2、文書広報費は、文書の郵送や印刷などに係る経費を計上いたしております。

72ページ、目3、会計管理費は、会計室に係る事務執行経費を計上いたしております。目4、財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などを計上いたしております。

74ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に係る賠償金を計上いたしております。

76ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

82ページ、目17、財政調整基金費、目18、公共施設整備基金費、及び目19、減債基金費は、それぞれの基金利子

を積み立てるものでございます。

84ページ、項2、徴税费、目1、税務総務費、及び86ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

続きまして、160ページをご覧くださいと存じます。款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は、新型インフルエンザ対策用品などの各種備蓄物品や防災演習に係る経費などを計上いたしております。

次に、196ページをご覧くださいと存じます。款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ5億6,630万9,000円の減となっております。なお、借換債を除く元金償還額は、前年度に比べ1億3,120万9,000円の減となっております。目2、利子は、前年度に比べ3,045万3,000円の減となっております。款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成22年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算第8号のうち、総務部等の所管する事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、5ページの第2表、繰越明許費をご覧くださいと存じます。款8、消防費、項1、消防費、情報収集伝達体制整備事業につきましては、全国瞬時警報システムの整備に関し、国と地方公共団体が一体となって取り組む必要があるため、歳出予算を補正計上するとともに、その全額を繰り越しさせていただくものでございます。

続きまして8ページ、第4表、地方債の補正、変更分の南千里丘まちづくり整備事業債につきましては、平成21年度

分のまちづくり交付金が増額交付の見込みとなったことに伴い、起債の限度額を変更いたすものでございます。市道千里丘23号線改良事業につきましては、事業実施が平成22年度となったことに伴い、起債の限度額すべてを減額いたすものでございます。減収補てん債につきましては、法人市民税の減収見込みに伴い、起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、14ページをご覧くださいと存じます。

款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、7,000万円の減額で、景気後退による個人所得の減少により、個人所得割が当初見込み額より減少したことによるものでございます。目2、法人は、7億9,000万円の減額で、個人所得割と同様に景気後退による企業収益の減少により、法人税割が当初見込額より減少したことなどによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、1億円の増額で、償却資産の増加などによる増額でございます。款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、1万9,000円の減額で、交付額の確定により減額いたすものでございます。

16ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目5、総務費国庫補助金は、4,532万3,000円の増額で、緊急経済対策の一環として、地方公共団体が実施するインフラ整備等に対し、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることとなったものでございます。

18ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、緊急雇用創出基金事業補助金35万2,000円を増額いたしております。

20ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金では、財政調整基金など各基金の運用利子がほぼ確定したことにより増額をいたしております。

22ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、一般寄附金、491万7,000円を増額いたしております。款18、繰入金、項2、基金繰入金、目6、減債基金繰入金は、10億9,000万円を新たに計上いたしております。これは、減債基金を一部取り崩し、財政調整基金に積み立てるものでございます。款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では環境対応車普及促進対策費補助金160万円を新たに計上するほか、大阪府市町村振興協会交付金59万円を減額いたしております。

24ページ、款20、市債、項1、市債、目2、土木債は、まちづくり交付金が増額交付見込みとなったことによる南千里丘まちづくり整備事業債の減額及び事業実施が、平成22年度となったことによる市道千里丘23号線改良事業債の減額をいたしております。目7、減収補てん債は、法人市民税減収見込みにより増額をいたしております。

続きまして、歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては、事業費を精査し経費の節減に努める中で、決算で見込める不用額について減額いたしたものでございます。これら減額補正につきましては、26ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、28ページ、目2、文書広報費、目3、会計管理費、目4、財産管理費、32ページ、目10、電子計算費、34ページ、項2、徴税費、64ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費、74ペー

ジ、款10、公債費、項1、公債費において計上いたしております。

次に、今回増額補正いたしております項目につきましてご説明申し上げますので、34ページをご覧いただきたいと存じます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目17、財政調整基金費は、15億8,790万7,000円を増額いたしております。これは、利子相当分の増額や今回の補正財源を調整するための増額のほか、減債基金から財政調整基金へ積み替えに係る増額を計上いたしております。そのほか、各基金の利子相当分について、目18、公共施設整備基金費で、公共施設整備基金積立金を、目19、減債基金費で減債基金積立金を、目21、土地開発基金費で、土地開発基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、64ページをご覧いただきたいと存じます。款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、全国瞬時警報システム整備委託料302万円を新たに計上いたしております。

以上、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、羽原市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、議案第1号、平成22年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計当初予算の30ページをお開きください。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では男女共同参画センター使用料を計上いたしております。

次に40ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では国勢調査・工業統計調査など、各種基幹統計調査の実施に係る統計調査費委託金を計上いたしております。

42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では人権問題の啓発相談業務に係る交付金を計上いたしております。なお、この交付金は、従来個別の補助金であったものが、大阪府において他の相談事業と統合しパッケージ化されたもので、このうち人権相談に係る交付金は147万6,000円でございます。

48ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

56ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では広報紙及びホームページへの広告掲載料、退職手当のうち水道事業会計が負担する退職手当水道事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合からの派遣職員に係る給与等負担金及び臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金などを計上いたしております。

次に歳出でございますが、まず、66ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では秘書課業務をはじめとする市長公室各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管いたしております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

70ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布に係る経費のほか、ホームページの管理運営に係る経費などを計上いたしております。

74ページ、目6、企画費では第4次総合計画策定に係る経費のほか、政策推

進課に係る事務経費を計上いたしております。前年度と比較して385万9,000円の減額となっておりますが、この主な要因は、第4次総合計画策定に係る策定支援委託料の減によるものでございます。

78ページ、目12、女性政策費では、女性政策課に係る事務経費を計上いたしております。なお、本年度は、せつつ女性プランの改定に向け、男女平等等に関する市民意識調査を実施する予算を計上いたしております。目13、男女共同参画センター費では男女共同参画センターの管理運営経費のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

82ページ、目16、諸費においては人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。

次に、人件費に係ります予算につきまして、200ページ及び201、202、203ページの給与費明細書をご参照ください。

平成22年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算として4億4,599万8,000円、一般職に係る予算として63億9,447万5,000円、総額68億4,047万3,000円を計上いたしております。前年度当初予算と比較いたしますと、5.5%、3億9,530万4,000円の減額となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は、報酬が3億2,036万円、給料が25億2,472万4,000円、諸手当が31億1,199万2,000円、共済費が8億8,339万7,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減額に

ついでご説明を申し上げます。給与費全体では4億2,089万6,000円の減額となっており、この要因は、給料で1億6,025万3,000円、職員手当で1億7,917万2,000円、共済費で8,147万1,000円、それぞれ減額となったことによるものでございます。それぞれの内訳としましては、給料の減額は、普通昇給分として908万6,000円の増額となったものの給与改定に伴い172万4,000円、職員の退職、異動等により1億6,761万5,000円の減額となったことによるものでございます。

職員手当の減額は、制度改正に伴う分として住居手当で57万7,000円、期末手当で6,419万6,000円、勤勉手当で2,579万8,000円の減額となったことに加え、その他の増減分として退職手当で7,004万5,000円の増額となったものの扶養手当等でおおむね減額となったことによるものでございます。

共済費では8,147万1,000円の減額となっておりますが、この主な要因といたしましては、採用、退職等の職員の異動によるものでございます。

以上、議案第1号、平成22年度摂津市一般会計当初予算の補足説明といたします。

続きまして、議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）のうち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、18ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では基幹統計調査に係る委託金が確定したことに伴い、190万円を減額いたしております。

22ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では水道部在職経験者の退職金の確定に伴い退職手当水道事業会計負担金を10万8,000円減額するほか、女性政策課に係る講座受講料を3万2,000円減額し、同課の事業における保険料精算金の確定に伴い6,000円増額をいたしております。

次に歳出でございますが、26ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では賃金、旅費、委託料など、經常経費について経費の節減に努め、秘書課、人事課に係る経費を減額いたしております。

28ページ、目2、文書広報費では広報紙発行に係る経費の節減に努め、印刷製本費などを減額いたしております。

30ページ、目6、企画費では287万1,000円の減額となっておりますが、これは第4次総合計画策定に係る経費の減額のほか、政策推進課に係る業務執行経費の節減に努め減額をいたしたものでございます。

32ページ、目12、女性政策費、及び目13、男女共同参画センター費では、女性政策課の業務執行経費や男女共同参画センターの管理運営に要する経費などの節減に努め減額いたすものでございます。

34ページ、目16、諸費では55万円の減額となっておりますが、これは講師派遣委託料が減額となったことなどが主な要因でございます。

40ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費では、賃金で57万円を減額しておりますが、これは統計調査に係る経費節減に努めた結果でございます。

目2、基幹統計調査費では、経済センサスなど国の基幹統計調査に係る業務執行経費を決算見込みにより減額をいたし

ております。

次に、人件費に係る補正予算でございますが、まず76ページ、特別職の給与費明細書をご覧ください。報酬で757万4,000円の減額となっておりますが、これは嘱託員報酬や選挙立会人報酬など、各種非常勤特別職の報酬を実績に応じた決算見込みにより減額したものでございます。

次に、一般職の給与費については78ページをご覧ください。一般職では、給料で794万円を減額いたしておりますが、これは年度途中で退職する職員が生じたことが主な要因でございます。

職員手当では1億324万円の増額となっておりますが、これは定年退職以外に退職する職員が生じたことに伴い退職手当で1億1,676万5,000円の増額を行ったことが主な要因でございます。

共済費では124万5,000円の減額となっておりますが、この主な要因といたしましては、年度途中で退職する職員が生じたことによるものでございます。

以上、議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の補足説明といたします。

○野口博委員長 続いて、石田消防長。
○石田消防長 それでは、議案第1号、平成22年度摂津市一般会計当初予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及び罹災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大

阪航空消防運営費補助金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に歳出でございますが、予算書154ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は、8億2,707万5,000円で、前年と比較して17.2%、1億7,140万2,000円の減少となっております。

156ページ、賃金は、1名の臨時職員賃金でございます。旅費は、消防大学校、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費などでございます。需用費は、消防活動業務用品、職員の貸与被服及び緊急情報システム交換部品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。役務費は、一般加入回線、専用回線及び携帯電話代等の通信運搬費、消防活動用ボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料などでございます。

158ページ、委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理及び緊急情報システム等保守管理委託などでございます。使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げなどでございます。備品購入費は、小型動力ポンプ及び空気呼吸器用ボンベの更新、携帯・IP電話発信位置情報通知システム導入に係る経費などでございます。

負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金、消火栓新設・修理負担金及び救急救命士養成等の職員教育派遣負担金並びに救急安心センター負担金などでございます。

続きまして、目2、非常備消防費は5,377万8,000円で、前年と比較して0.3%、168万4,000円の減

少となっております。報酬は基本団員及び機能別団員に支給する消防団員報酬でございます。報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。

160ページ、旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。需用費は消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防車両29台及び小型動力ポンプ22台の維持補修などでございます。工事請負費及び備品購入費は、NOx・PM法規制対象の市第三分団配備の消防ポンプ自動車の更新に係る経費などでございます。負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金、消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金及び消防大学校団長科入校負担金などでございます。

以上、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）のうち、消防本部に係る事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、16ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車に係る補助金が不交付となったため減額するものがございます。

22ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入のふるさと消防団活性化助成金は、補助対象物品購入実績金額により減額となったものがございます。

環境対応車普及促進対策費補助金は、今年度購入いたしました消防車両2台に対する環境対策車普及促進のための補助金でございます。

次に、歳出でございますが、62ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の賃金は、臨時職員1名に係る賃金の執行差金、需用費は、緊急情報システム交換部品購入に係る執行差金を減額いたすものでございます。

工事請負費は、消防ポンプ自動車艀装工事に係る執行差金、備品購入費は、消防ポンプ自動車シャシ、救急自動車及び高度救命処置用資機材購入に係る執行差金を減額いたすものでございます。

負担金、補助及び交付金は、救急救命士の追加研修負担金等の執行差金を減額いたすものでございます。

目2、非常備消防費、報酬及び旅費は、本年1月1日から運用しております機能別団員がこれらの受領を辞退されたことにより減額いたすものでございます。

使用料及び賃借料は、自動車借上料の執行差金、64ページ、工事請負費及び備品購入費は、消防ポンプ自動車購入に係る執行差金を減額いたすものでございます。

負担金、補助及び交付金は、消防大学校団長科入校に当たって、財団法人大阪府消防協会が入校経費を負担したため未執行となった経費を減額いたすものでございます。

以上、補正予算のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、南野局長。

○南野監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、議案第1号、平成22年度摂津市一般会計予算のうち、総合行政委員会が所管いたします公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係ります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。40ページの

款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成22年7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係ります委託金であります。

次に、48ページの款15、府支出金、項3委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成23年4月29日に任期満了となります大阪府議会議員選挙に係ります委託金であります。

続きまして、歳出でございます、76ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費、及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

次に、90ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの経常的な管理運営経費でございます。

目2、府議会議員選挙費は、府議会議員選挙の執行に係る経費で、主なものといたしましては、臨時職員の賃金、入場整理券の印刷代、発送料、ポスター掲示場設営委託料及び選挙器具購入費等でございます。

目3、参議院議員通常選挙費は、参議院議員通常選挙の執行に係る経費で、主なものといたしましては、投票従事者の人件費、入場整理券の印刷代、発送料、ポスター掲示場設営撤去委託料及び選挙器具購入費等となっております。

次に、96ページの款2、総務費、項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成21年度摂津市一般会計補正予算（第8号）

のうち、公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会・監査委員に係ります項目につきまして補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、18ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成21年8月30日に執行いたしました衆議院議員総選挙に伴います委託金の確定により減額をするものでございます。

歳出の30ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費、及び32ページ、目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、報酬、旅費などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

36ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましても、旅費、需用費などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

38ページ、目2、市議会議員一般選挙費及び目3、衆議院議員総選挙につきましては、それぞれの選挙執行後に人件費、委託料等の執行経費が確定したことに伴いまして減額をするものでございます。

次に、42ページ、款2、総務費、項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましても、旅費及び負担金、補助及び交付金などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

以上、補正予算（第8号）の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 先ほど補足説明をさせていただきましたが、つけ加えて説明をさせていただきますと思います。

一般会計補正予算書第8号の22ページでございますが、寄附金で491万7,000円の増額補正と説明させていただ

きました。寄附金の項目では、493万7,000円の補正なんですけれども、この中には、緑化事業寄附金、総務部所管外の2万円が入っておりますので、これを除いた数字で説明させていただきましたのでよろしくお願いしたいと思います。

○野口博委員長 それでは、これから質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 おはようございます。この22年度の一般会計の予算所管分とまた21年度の補正予算ということでございますけれども、その中で、この過日本会議におきましても市税収入ということで20年ぶりの額になりましたよというようなお話もございました。その中で、これは多分、決算ベースでの話ではないかなと思いますけど、予算ベースの中におきましては、今回、168億5,000万円ということになっているかと思えますけれども、これは16年、また平成17年、この辺は当初予算というような形のほぼ2割の金額という中で今回設定されているのかという中で、今の社会状況、本当に厳しいというのが、この予算書等々におきましても感じられるのではないかなと、そういうふうに思っております。

その中で、先ほども補足説明の中にありましたけれども、さまざまな経費の節減等々もされているなということも予算書の中で、ところどころといいますか感じられるようなところもございます。そういった中で、何点かにつきまして、ご質問させていただきたいというふうにも思っております。

歳入面におきましては、一番大きなものということで、たばこ税ということで14億円減収ということでございますけれども、当初、この条例を作った折には、

約5年ほどということ、あと1年ほどですかね、いう形の歳入が見込まれておりましたけども、この時期に来てこの14億円の減というのは、かなり市の財政についても大きい影響を来しているのではないかなとそういうふうに思っております。そういう中で、この予算書の中におきまして、歳入の方なんですけども、基本的には所管別でご質問等々させていただきたいと思っておりますけども、前後というか、それはご容赦のほどお願いをしたいと思います。

まずはじめに、納税課関係になると思いますが、歳入の20ページでございます。この中で、滞納の繰越分ということで計上されております。その中で、先ほどご説明も市税の関係でございますけども、前年比に比べましても市民税、個人でも約3億円、それから法人につきましても約7億9,200万円という形で減収ということで、トータルすれば、10億9,500万円、約11億円の減収ということでございますけども、その中で、この滞納繰越分でございますけども、この平成22年度、この当初予算におきましては、昨年と比較して約900万円ほど増になっているのかなと、そういうふうにも思うんですけども、このあたりのどういう対応されていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、歳入の54ページでございますけども、この中で、滞納処分費というのが計上されております。この平成20年度の決算におきましては5,500円だったと思っておりますけども、この平成22年度、8万円計上ということでございます。その中で、件数につきまして、この平成22年度はどれぐらい見ておられるのか、それと、平成21年度、もし分かれば、お尋ねをしたいと思いますというふう

に思います。

それから、次の歳出の方で86ページでございますけども、目2の賦課徴収費、節13、委託料ということの中で、電話催告等の業務委託料ということが計上されております。これは平成22年当初ということで1,050万円になっているかと思っておりますけども、どういう業務、委託内容なるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、次に86ページでございますけども、この中の節13、委託料ということで、コンビニ収納代行業務委託料というのが計上されておきまして、予算的には、51万7,000円ということでございますけども、これらの軽自動車の納付ということで聞いておりますけども、軽自動車ということなので原付なりまた自動二輪、中型いうんですかね、まで対象範囲になるのかと思っておりますけども、この中の委託先とどういう効果を想定されているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それと合わせて軽自動車ということで、車検用の納税証明発行がその後必要になってくるのかなと思っておりますけども、その後の事務処理の流れについてお尋ねをしたいと思います。

次は、秘書課になると思いますが、歳入面で56ページでございます。この中の節1、雑収入から広告掲載料ということでございますけども、これは広告掲載ということで、基本的には自主財源の確保を目的にということでスタートされたということで認識をしておるんですけども、この中で、平成21年度当初予算と比較をして、若干減額されているのかなとそういうふうにも思いますが、その中で、ことしの件数とか、そのあたりどう考えておられるのかということをお尋ねをしたいと思います。

お尋ねをしたいと思います。

それから歳出の70ページでございますけれども、目2の文書広報費、節11、需用費、印刷製本費というのがあります。この平成22年度におきましては、950万6,000円ということで、平成21年度の当初予算と比較をしまして、約110万円程度減額ということでございますけれども、この減額になった理由とございますか、そういうのをどういう考え方で、この金額を設定されたのかなというのをお尋ねをしたいと思います。

これは人事課になるとは思いますけれども、歳出の66ページでございますけれども、節7、賃金から臨時職員賃金ということで、この平成22年度56万7,000円ということで計上されております。その中で、どういう業務内容ということで、この臨時職員の方を採用されるのかなということをお尋ねをしたいと思います。

次、同じく66ページで、節8の報償費、報償金ということで、人事課の所管の分であると思っておりますけれども、この平成22年度には74万4,000円ということで計上をされております。その中で、この平成21年度の当初では、約629万円ですか、計上されていたと思っておりますけれども、この減額の中身についてお尋ねをしたいと思います。

それから、次に市民税課になるかと思っておりますけれども、84ページでございますけれども、節13の委託料で課税資料のイメージファイル作成委託料というのが、この平成22年度当初予算ということで180万円計上をされております。この委託の業務内容につきましてお尋ねをしたいと思います。

次は、これ総務防災課になるのかと思っておりますけれども、74ページの中で、節13の委託料から、汚水槽・雑排水槽清掃

委託料というのが計上されております。

平成22年度42万円だと思いますけれども、この委託の内容ですね、どういう業務なのかなということをお尋ねをしたいと思います。

それから、政策推進課だと思いますけれども、74ページの中で、節13の委託料から新行政評価システムの改修業務委託料ということで、この平成22年度は221万8,000円が計上されていると思っておりますけれども、この委託の内容につきましてお尋ねをしたいと思います。

女性政策課に当たるとは思いますけれども、78ページの中で、節13、委託料、市民意識調査委託料ということで、先ほど補足説明等もありましたけれども、この調査委託の内容につきまして、改めてお尋ねをしたいとそういうふうに思います。

次は、固定資産評価審査委員会だと思いますけれども、76ページの中で、節1、報酬ということで固定資産評価審査委員会委員報酬ということでございますけれども、この平成22年度当初ということでは、この26万1,000円が計上されております。平成21年度に比べまして約52万円ぐらいですか、減になっているかと思っておりますけれども、この差金の考え方につきましてお尋ねをしたいと思います。

それから、選挙管理委員会の分で90ページでございますけれども、節10の交際費ということで、平成22年度、金額少額といいますが、8,000円ということなんですけれども、これは平成21年度も8,000円、ところが平成22年度は決算においても、ちょうど8,000円だったと思っておりますけれども、この交際費の支出の中身についてお尋ねをしたいと思います。

それから次、90ページでございます

けども、これは確認の意味でお聞きをしたいと思いますけども、項4の選挙費ということで、府議会議員選挙費ということで、先ほど補足説明等もございました。

この中で、この平成22年度の当初予算の分につきましては、節3の職員の手当から節18の備品購入費等々計上されておりまして、総額では1,263万8,000円ということであるかと思っておりますけども、これが本当にこの3月31日までの執行分なのかということですね、確認も含めてお尋ねをしたいと思っております。

それから、次は消防本部の分だと思っておりますけども、156ページでございますけども、節11の需用費という中で、修繕料、消防総務課ですか、いうことで、500万2,000円ということでは計上されているかと思っておりますけども、庁舎の修繕なのかなというふうにも思うわけでございますけども、具体的な修繕の内容ですね、どういう修繕を考えておられるのかということをお尋ねをしたいと思っております。

次に、同じく158ページでございますけども、節13の委託料という中で、大型四輪の免許取得委託料ということで、36万3,000円が計上をされております。この中で、この免許取得に向けた委託料の対象の人数ですね、どのぐらいの免許取得に向けた人数を計上されているのかということをお尋ねをしたいと思っております。

それから、158ページの節19の負担金、補助及び交付金という中で、先ほど若干の補足説明がございましたけども、救急安心センター負担金ということで、この平成22年度170万円計上されておりますけども、この中で、救急安心センター、大阪市がされている分だと思っておりますけども、その中で、摂津市の救

急体制がどうかかわりを持っていくのかなということをお尋ねをしたいと思っております。

それから、162ページでございますけども、節19の負担金、補助及び交付金という中で、防災情報充実強化事業負担金ということでございます。平成22年度今回の予算につきましては、76万9,000円が計上されているかと思っておりますけども、この平成21年度の当初予算では70万円、平成20年度の決算では100万円ぐらいあったかと思っておりますけども、この強化事業負担金のこの事業内容についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、52ページの方、先ほど若干ご説明がございましたけども、この繰入金ということで、財政調整基金とか公共施設整備基金繰入金というのが計上をされておりますけども、この中で、中期の財政の見通しですね、本会議の中でもいろいろとこういう項目見てますよとか、また予算化されたのに、また支出年度が確定しないもの等々につきましては計上されて、していませんよというような方向もございましたけども、その中で、中期財政見通し作成するに当たっては、本会議の中でも、議員の中でもお話しもございましたけども、この4次行革との絡みという中で、削減した項目とかいうことも含まれてやっぱりそれを見越したといえますか、計上した中でやっぱり策定していくのが中期財政見通し、見通しということですから、それがいいのではないかなと、私は思うんですけども、数字だけがひとり歩きという形ですかね、数字だけを見ると、平成25年度に基金が枯渇してしまうというような数字にもなっていますので、その辺で、第4次行革の中でもこういう行革をやりながら経費削減しましたよということも含めて、やは

り計上していくべきではないのかとそういうふうに思うんですけども、そのあたりの考え方について、また改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

次、議案第10号の方でございますけれども、16ページの中で、先ほども補足説明でもございました消防の中で、目3の消防費国庫補助金という中で、緊急消防援助隊の設備整備費補助金ということの中で、国からの分が不交付となったということもご説明があったかと思えます。そのあたりの理由について、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、64ページでございますけれども、先ほどの補足説明もございました災害対策費という中で、節13の委託料がございますけれども、その中で、全国瞬時警報システム整備委託料ということで302万円が今回補正をされていますけれども、このシステムの整備の中身ですね、どういうシステムなのかということも含めてお尋ねをしたいと思えます。

1回目は以上でございます。

○野口博委員長 そしたら、答弁をお願いします。

豊田局次長。

○豊田選挙管理・固定資産評価審査委員会事務局次長 まず、固定資産評価審査委員会に係るご質問についてですが、平成21年度と平成22年度で52万円の差があるということでございます。21年度につきましては、3年に一度の評価替えの年に当たりまして、審査申出がかなり出てくるかという推定の下に、毎年3年に一度、委員会の回数もふえるであろうということで、報酬の額を増やさせていただいているところでございます。他の2年につきましては、大体年10回想定させていただいて、評価替えの年につきましては、30回という形で考えさ

せていただいているところでございます。そういったところでございまして、21年から22年につきましては、減額させていただいているところでございます。

次に、2点目の選挙管理委員会費の交際費につきましてでございますが、各委員会とも交際費をつけさせていただいているところなんですけれども、これにつきましては、執行自体はここ数年させていただいていないんですけども、こちらの方の考え方といたしましては、近隣の委員会の委員長であるとか、そういったところでご不幸があった場合に弔電を出させていただくとか、そういうようなことを想定させてもらっているところなんですけれども、実際、ここ数年全然執行させていただいてないという状況でございます。

最後に府議会議員選挙費について1,263万8,000円につきまして、これが22年度3月末までの分かということのご質問でございますけれども、私どもとしましては、3月末までの分を計上させていただきまして、また、23年度分につきましては、また来年度予算のときに計上させていただく予定にしております。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 報償費、報償金の人事課に関する金額の内容でございますが、昨年と比べて554万6,000円の減額となっております。この中の主な要因としましては、昨年度末に臨職非常勤にかかわる賃金全体の見直しを行いまして、その中の退職報償金を廃止したことによる減となっております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、行政評価システムの改修委託料につきまして、ご答弁申し上げます。

現在の行政評価システムと申しますのは、平成14年度から本市行政評価システム導入に当たりまして、情報政策課において構築していただいて運用してきたところでございます。今回計上しております予算につきましては、現在使用している庁内で作成しましたシステムの改修ではなくて、平成21年度から導入いたしました新財務会計システムに含まれるシステムでございまして、財務会計システムと行政評価システムとが同じデータベース内にあるということで、総合計画の体系をコード化し、双方が連動して動くような仕組みになってございます。

平成23年度からの新しい総合計画の実施に当たりまして、このいわゆる財務会計と連動したシステムを使用するわけでございますけれども、これ標準化されたパッケージでございますので、やはりそのまま使うには少々何と申しますか、帯に短したすきに長いという言葉がありますけれども、たすきに長い部分につきましては、丸めて使わなければよいということなんですけれども、やはり帯に短いところについては、やはり継ぎ足して本市に即したシステムにするということが必要であるというふうに考えております。そのための予算でございまして、総合計画のこのシステムを使いまして、総合計画の進捗管理、それから、特に施策評価ですね、こちらについて活用してまいりたいと考えております。

また、積算と申しますか、内容につきましては、設計の作業ですね、いわゆるデータベースの中身、コアな部分はなかなかさわれませんが、設計作業、それからカスタマイズ作業、これには事務事業評価シートのいわゆるレイアウト変更、施策評価シートのレイアウト変更、それから実施計画のレイアウト変更等、テ-

ブルの構造、いわゆるフィールドの長さでありますとか、そういうような部分は、コアな部分ということで、なかなかさわりづらいということで、メンテナンス等、今後の分もございまして、できるだけ標準仕様で使ってまいりたいというふうに考えております。

あとは出力項目の変更でございまして、それに伴うプロシージャ・スクリプト、これはプログラムでございましてけれども、これの新規作成、それから現システムからのデータの移植ですね、それから操作マニュアルの作成、大体1人日6万4,000円で、30人日、いわゆる1人月でできる範囲内の予算を計上し、この範囲内で何とか効率的なシステムとしてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 財政課に係りますご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、中期財政見通しの件でございまして、中期財政見通しは、第4次行革以前より市政、施策の参考としていただくため中期の財政見通しを毎決算後にお示しいたしております。その時点で、ほぼ確実に予測されるデータを組み込みまして試算しております。今回は、たばこ税などの大きな歳入環境の変化や、あるいは第4次行財政改革がございましたので、これまでと同様の方法によりこの時期に最新データを基に算出したものでございます。こうすれば改善しますといったようなものではないと考えております。人件費等最新のデータに入れ替えて試算しておりますので、4次行革の660人体制の人件費の効果は見込んでおるものでございます。

しかし、第4次行財政改革実施計画を作成するに当たりまして、この中期財政は、指標として見通しは欠かせないもの

でございますので、これを目安として、行財政改革を実施されるものと考えております。

それから、66ページの総務管理費、一般管理費の臨時職員賃金56万7,000円でございますけれども、これは財政課に係る臨時職員賃金でございます、財政課では2年に1回参加指名登録というのを行っております、来年の1月ですね、23年度、24年度の参加指名登録を受け付けいたします。その関係で、アルバイトさんを2人雇用いたします。そのアルバイトさん45日分2名ということで56万7,000円ということで計上させていただいております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課にかかわりますご質問でございます。

予算書の84ページの節13、委託料で課税資料イメージファイル作成委託料180万円計上させていただいております。委託の業務内容はというご質問についてご答弁を申し上げます。

住民税の当初課税に当たりましては、課税資料であります給与支払報告書や現在もきょうまで受付を行っております市申告書や所得税の確定申告書のデータを入力する必要があります。従来は、資料をそのままデータパンチ業者に直接渡しておりましたが、他市の事例でございますが、課税資料搬送中に車ごと焼失してしまったような事故も発生しております。このようなことから、個人情報の保護と課税事務の効率化を図るために、現在は自前のスキャナー機で直接資料を読み取り、課税データをイメージ化しております。このイメージ化と申しますのは、スキャナーで読み取った課税資料を光ディスク、コンパクトディスクでございます、これに記録し、パスワードでセキュリティ

を万全にしたものをパンチ業者に渡しております。また、イメージ化することによりまして、課税資料をパソコンで容易に検索できるようになります。

この作業につきましては、市民税課では従来から自前のスキャナー機を導入しております、平成17年ごろまでは、年金の資料と給与支払報告書のみを手がけまして、職員が読み取り作業を行っておったわけでございますが、平成19年度から、確定申告書と市申告書も加わりまして、膨大な資料件数となりまして、約10万件ぐらいのデータ件数になります。このことから事務の効率化を図るために、スキャナー機の業者から専門のオペレーターに来てもらって作業を行っております。この作業に伴う人的派遣の委託料でございます。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係りますご質問についてご答弁申し上げます。

市民意識調査委託料の内容とのことでございますが、現在の男女共同参画計画、せつつ女性プランの第2期が平成23年度に計画期間の目標年次を迎えますことから、23年度にプランの改定作業に取り組むため、その基礎資料とすることを目的に、男女平等に関する市民意識調査を実施するものでございます。

委託の内容といたしましては、調査表の印刷、発送並びに回収いたしました調査表の集計及び分析、データでの報告書作成を委託する予定をしております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から広告の関係と広報紙の印刷関係についてご説明申し上げます。

広告収入の方ですが、まず21年度に広報紙カラー化を導入しました際に、広

告の単価の設定をカラー面4万2,000円と白黒面3万1,500円の設定をいたしました。それに伴います予算計上は、48枠176万4,000円を計上いたしました。それに対しまして、今年度、10社58枠がありまして210万円の収入を見込んでおります。

21年度はホームページのバナー広告も開始いたしました。そのときの予算計上といたしまして、月額1万円を12か月分の6枠を見込みました。予算75万6,000円を計上いたしまして、先ほどの広報紙と合わせまして252万円になります。現在の収入見込みですが、バナー広告8社トータルの月数ですが、61か月分入りまして52万5,000円、合わせまして262万5,000円を見込んでおります。予算的にいいますと、10万5,000円を上回っている状況です。

ただ、ホームページのバナー広告に関しまして、予算計上1万円の12か月と申し上げましたが、実際のスタート時に、割引を設定いたしました。3か月以上掲載していただけたところについて1割引、月額9,000円の設定と、通年、1年通してということになりますと、10万円という設定をいたしました。その分で21年度の収入を見ておりますが、22年度当初予算の計上に当たりまして、ホームページのバナー広告2年目に当たりますものですから、その通年分、10万円掛ける6枠の設定をいたしましたので、バナー広告の若干の減額分の予算計上となっております。引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、広報紙の印刷に関しましてですが、今回21年度減額補正も同時に行っております。その中身ですが、2

1年度広報紙面の変更を行いました。またカラー化を導入いたしまして、印刷費用の単価につきましては、21年度当初増額を見込みました。実際の契約段階で、紙の使用量、ボリュームが1日号と15日号で逆転現象を起こしまして、この1日号の8ページ、4万5,000部と、15日号、4ページ、3万2,200部の紙の使用量が相当の開きが出るものですから、個別の契約の中で、それぞれ発行部数に応じたページ単価を設定いたしました。それとカラー化に伴いまして、従来の2色刷りの特色という色設定の印刷工程の関係もありまして、それもなくなりましたことから、大幅な単価引き下げが実現できました。それに伴いまして見込まれる不用額の減額を図ったものです。実際のところ、従来の2色刷での発行状況と比較しますと、今の裏表のカラー印刷を導入した部分で同等金額の印刷状態になっております。

○野口博委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、総務防災課に係ります3点についてお答えさせていただきます。

平成22年度予算に汚水槽・雑排水槽清掃委託として42万円が計上されている件につきましてご答弁させていただきます。

この汚水槽・雑排水槽清掃委託は、昨年度までは庁舎総合管理委託料の中に含まれていたものでございます。この業務はビル管理法によりますと、市役所は床面積3,000平米以上の事務所に当たりまして、特殊建築物となります。廃棄物処理及び清掃に関する法律によりまして、市は管理会社ではなくて、市の許可を受けた廃棄物処理業者に直接委託しなければならないということが判明いたしましたので、昨年7月より契約変更いた

しまして、新年度より庁舎総合管理委託料より分離して委託料を追加計上したものでございます。

続きまして、防災情報充実強化事業負担金についてご答弁させていただきます。これは、大阪防災ネットと言われるものでございまして、各自治体の負担金で、大阪府下の天候状況や風水害等の情報を提供していただいているものでございまして、本市のホームページにも掲載しております。また、補正の方でございますが、これは緊急地震速報、またミサイル発射速報などを国から自治体に情報を流すシステムでございまして、これは衛星通信システムを使っております。これの受信機を総務防災課の部屋に設置する予定でございまして、それに関する費用でございます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、私の方からは、救急安心センター事業、これについてお答えをいたします。

本事業の概要が本市の救急体制にいかにかかわるものなのかというご質問であったと思います。

まず、市民に対するメリットですが、まず一番に上げられますのが、市民の皆様の安心感の確保でございます。病気、けがが発生しまして、これは緊急性があるものなのかとか、また救急車の要否、救急車を呼ぶべきか呼ばないべきかについて判断に悩んでおられる市民の皆様が、センターへの病院相談によりまして、医学的な見地から適切な助言を受けまして、安心感を持って行動を取っていただけると、このようなものがございます。

それともう一つ、潜在的重症者の救護がございまして、緊急性の高い事案には、センターから直接本市の消防本部指令室

に電話が転送されてまして、ワンストップサービスで救急車が直ちに出動するなど、潜在的重症者の救護が可能となりまして、迅速かつ適確な救急業務を実施することができ、救命率の向上につながるものであると考えております。

それともう一つかかわりますのが、救急件数のことですが、救急件数は減るかといいますと、本事業を先立って実施しております大阪市のデータを見ますと、救急件数は減少しておりません。そもそも本事業の目指すところは、先ほども申し上げましたように、市民の皆様の安心感の確保、それと潜在的重症者の救護でありますので、救急件数の減少については、その啓発活動の方に力を入れるべきであると考えております。

○野口博委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは、私の方から納税課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に個人住民税の滞納繰越分が当初予算で900万円の増ということで、この部分についてでございますが、滞納繰越分が増えてきているというのは、ご承知のとおり所得税から住民税への税源移譲というのがあった関係で、平成19年度の住民税からかなり影響を受けてきているという状況です。そのことにより、滞納繰越分の調定が増してきているという分に加えて、過去の滞納繰越分の徴収率の実績等を勘案して、今回計上させてもらっています。

なお、今後の対応についてでございますが、徴収につきましては、これまでと同様督促・催告業務なり、夜間電話や休日徴収を行うとともに、これまで同様不誠実な未納者については、滞納処分ということもきちんとした対応で行っていきたくたいと。

そして、徴収率ということでは、口座振替の勧奨というのが今後とも力を入れていかないといけないところかなと思います。この部分につきましては、この21年度からですが、納期までに納付いただけなかった方について督促状というのを発送するわけですが、その中でも口座振替の申込書を同封するなどして、口座振替の利用率のアップを図っております。それに加えて、今年度予算でも要求させてもらっておりますが、コンビニ収納や電話催告等々を活用しながら、今後とも市税の確保に努めていきたいと考えております。

次、2点目に、歳入の方、滞納処分費8万円についてでございますが、この部分につきましては、委員ご承知のとおり、インターネット公売で発生します手数料部分について落札されました費用から充当しているわけでございますが、22年度の見込みにつきましては、件数ということでの問いでしたが、公売額として約65万円、全体で65万円を見込んでおります。それにかかります手数料は1万9,500円、そして、価格設定が難しい品物についての鑑定委託料ということで、6万円強を見込んでおまして、合計で大体8万円ぐらいを見込んでおるといところでございます。

そして、今年度21年度の状況でございますが、今日までに3回のインターネット公売を実施しております。出品件数は13件、このうち落札されたのが8件という形になっております。

具体的な品物につきましては、園芸用の噴霧器であるとか、絵画であったり、オーブントースター、これは生活用品等については、基本的には差し押さえしないという形でやってきておりますが、この部分については、相手方の方から希望

というか、この部分もということでありましたので、私どもの方で公売の方をさせてもらっております。

そして、落札件数8件で、落札の総額ですが、約3万5,000円ほどとなっております。

次に、電話催告等業務の委託内容についてということですが、この部分につきましては、先ほどの今後の徴収の取り組みについてもお話しさせていただきましたとおり、電話によって主に少額の未納者に対する納付の勧奨ということで、この中身につきましては、納期限までの支払いについて、うっかり忘れ等がございますので、その部分を減少させて現年の未収税の減少を図りたいと思っております。それと同時に、口座振替の勧奨等もこの業務の中で行っていきたいと考えております。

それから、最後に、コンビニ収納についてでございますが、この部分について、まず22年度は軽自動車税を対象で実施させていただくところでございますが、その委託先についてのお問いでしたが、委託先につきましては、コンビニの各本部とそれぞれ個々に契約を行うのではなくて、収納の代行業者というのが間へ入っております。これは摂津市、今回特別ではなくて、他の自治体でも同じようなやり方が今一般的となっております、その収納代行業者が各コンビニ本部と契約を行っておるとい形になっております。

その効果でございますが、ご承知のとおりコンビニにつきましては、土曜、日曜、祝日関係なく365日、24時間の営業という形になっておりますので、これまでから仕事の関係とかで金融機関の窓口ではお支払いが難しかった方につきましても、支払う時間であり、曜日なりが夜間でもという形で、いろんな時間で

対応できるということで、その部分での納税の効果というのは上がってくるのではないかなと考えております。

最後に、軽自動車税に係ります納税証明書の発行の事務処理についてでございますが、この部分につきましては、基本的には納付書の右端に、車検用の証明書欄というのがございまして、そこに領収印がつかれているものが証明という形になります。これについては従前から同じ形でございますが、また、それ以外にも窓口でも申請していただくことによって納税証明書を発行することもできますし、郵送でも対応しているところでございます。この部分につきましては、コンビニ収納が改めて入ったからといって事務処理が変わるということはなく、従前どおり対応させていただきます。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、私の方から3点のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、予算書156ページの修繕料についてでございますが、消防庁舎管理事業の修繕料につきましては、従前から経常経費で一般修理分として105万1,000円を、それとあわせて臨時的経費として、これは比較的高額となる庁舎機能維持のための修繕料でございますが、それをあわせて計上をさせていただいております。

平成21年度予算に対して平成22年度は、大幅に増額しておりますが、この理由でございますが、22年度につきましては、消防本部庁舎屋上に設置しております非常用発電機、これの制御装置の修繕ということで254万1,000円を計上いたしました。

また、三つの出張所と消防本部の庁舎も竣工から相当な年がたっておりまして、

機能維持のために、もろもろの修繕の必要が日々生じてきておりますので、22年度につきましては、一般修理分として50万円を上乗せして計上もさせていただいたところでございます。

庁舎の修繕につきましては、庁舎総合管理委託によりまして、その都度修理等の報告をいただいておりますが、庁舎機能を万全に維持して消防業務を継続させるために、今後も計画的に営繕を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、予算書158ページでございますが、大型四輪免許の取得委託料についてでございます。この大型四輪免許取得委託料につきましては、大型四輪の免許を取得するための自動車教習所の1名分の派遣経費でございます。

昨今、消防車両のベースとなる車両の大型化でありますとか、資機材積載物品が多種多様化してきた関係で、消防車両が大型化してきております。現在、消防本部に配備しておりますはしご車、ポンプ車等のうち、現行の免許制度の普通免許で運転、運行できる車両は出張所に配置するポンプ車2台のみとなっております。ほかの車両は中型免許又は大型免許が必要となっております。本署に配置しておりますはしご車と、その隣に置いております水槽付き消防ポンプ車1台は大型免許がないと運行できない車両となっております。

消防職員の大型免許の保有状況をご紹介させていただきますと、現在、90人中67人免許を取得しております。

消防署に勤務する職員にありましては、日々の隊編成上、乗りかえで大型車両を運行することから、大型免許が必要な資格となっております。そのため、平成19年度から試験場で受験する、いわゆる飛び込み受験ですね、その分に対して

受験手数料として予算化を計画しました。しかし、飛び込みでの合格率が非常に低いということから、職員の方からはこの制度は敬遠されたようでございまして、大型免許を取得しようとする者は自費で教習所に通って取得してきたという経緯がございまして、この3年間での公費支出はゼロという状況になってしまいました。この制度の反省も踏まえまして、22年度は教習所の経費を負担するというところで、冒頭申し上げました1名に対してではありますけれども、大型免許を取らせまして、効果的に消防隊を編成、運用してまいりたいというふうに考えております。

続いて、3点目の補正予算の16ページでございしますが、緊急消防援助隊設備整備費補助金の減額でございまして、この緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、消防施設強化促進法に基づきまして、国から歳入する補助金でございまして、国に登録します緊急消防援助隊の設備を整備する場合に市町村に交付される補助金でございまして、本市の現在の登録状況は消火隊が1隊、救急隊が1隊となっております。

平成21年度は、車両更新計画に基づきまして、いわゆるタンク車1台と救急車1台を更新いたしました。このタンク車は災害対応特殊水槽付き消防ポンプ車でございまして、この分で補助金額で当初見込んでおりましたのが1,182万円でございます。それと救急車、災害対応特殊救急自動車及びそれに積載する高度救命処置用資機材、これで当初1,178万8,000円を見込んでおりましたが、この減額につきましては、最初に申し上げましたタンク車、災害対応特殊水槽付き消防ポンプ車の補助金が不交付となりました関係で減額いたしました。

このタンク車の分1,182万円と救急車の資機材の入札結果によります減額分を減額いたしましたものでございます。

これは、最近三位一体の税源移譲の関係で、国庫補助金が非常につきにくい状況になっておりまして、本市の場合、平成21年度は二つの大きなメニューを補助要望いたしまして、一つが国庫がついたという状況で、タンク車の方はいたし方なく減額させていただいたという状況でございまして。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどご答弁いただきました。その中で、1点目、納税課に係る分でございますけれども、滞納繰越分ということで、過去の徴収率等々を考慮しながら設定をしましたよというお話でございました。

その中で滞納分への対応ということで、督促状を出されたりとか、いろいろと電話されたりという形でいろいろとご苦勞もされているかと思っております。その中で、今、納付の相談ですね、インターネットを見ると第4土曜日ということで、午前中をされておられますけれども、これが平成21年度はどれぐらいの相談があったのかなということを1点お聞きしたいのと、この第4土曜日に設定された理由というのを、この二つをお聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、この滞納処分費ということで、インターネット公売のことでございまして、公売額として平成22年度は65万円ぐらいを考えておるということでございました。

この中で、このホームページ等々を見ますと、インターネット公売の下見というんですかね、いうこともされておられますけれども、この平成21年度は3回このインターネット公売をされたというこ

とですけれども、この下見の参加状況について、お聞きしたいと思います。

これもホームページを見ますと、先ほどもオープントスターとか、いろいろと話もございましたし、またほかの置物といいますか、掛け軸といいますか、そういうものを写真でも張りつけてあるような状況かと思えますけれども、やはり公売をするに当たっては、やはり現物を見ていただく方がより内容もよくわかると思えますし、例えば、きずものとかいうところも結構わかるのではないかなというふうに思うんですけれども、それでやはり現物を見た方が公売の金額も上がるようなことも市民の方からも聞いたこともございますので、要はインターネットで見るよりも現物を見た方がやはりいいんじゃないかなのと、そういうようなお話もございましたので、そのあたりで平成21年度、この下見会の参加状況につきましてお聞きしたいのと、今後、先ほどの現物を見た方がいいのではないかなというふうに私は思うんですけれども、そのあたり今後の考え方について、この2点、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、電話の催促等の業務委託料ということでございます。この平成22年1,050万円ということでございますけれども、これが歳入におきましては、府支出金のふるさと雇用再生特別基金事業補助金になっているのかなというふうに思うんですけれども、この府の事業の補助が、ふるさと雇用再生ということでございますので、そのあたりで、この業務とふるさと雇用という関係ですね、関係いうたらおかしいですけども、財源との関係について、1点お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、コンビニ収納の件でございます。先ほど代行業者との契約をされる

よということで、これからこのコンビニ収納ができるのかなというのは、これからだと思いますけれども、これが徴収業務ということですので、少なくとも6月からスタートするのかなというイメージは持っているんですけども、そのスタートの時期ですね、これを改めてもう一回お尋ねをしたいと思います。

それから、税ということのみではなくて、例えば、ほかの公共施設の使用料とか、その辺も含めて、こういうコンビニ収納を含めた形のシステム構成というのも一つの策にあるのではないかなというふうに思うんです。例えば、今の男女共同参画センターとかいうところにおきましても、窓口で申し込んで、その窓口で直接お支払いいただくような形になっているかと思うんですけども、そういう公共施設の申し込みなり、その使用料の納付につきましては、やっぱり窓口に行かなくても、例えば申込書だけファクスを送って、そして、その使用料についてはコンビニ等々で収納をさせていただくかというの、一つのこれからの現金のやりとりということも極力少なくするというようなことも含めて、こういう収納体制もひとつやっていったらどうかなというふうに思うんですけれども、今後のこういう公共の使用料関係ですね、もしお考えがありましたら、システム等々の関係もあるかと思えますけれども、1点だけ、この分お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、広告の掲載料の件でございます。先ほどホームページでもバナー広告とか、いろいろと1回目の質問でもさせていただきましたけれども、かなり努力をされているようなことも私たちは認識しておりますけれども、その中でこの広告の募集の案内が、前にもいったかと思えますけ

ども、ネットを見ますと、PDFということで行われているかと思えます。その中で、ある中小企業の方なんですけども、これが直接書けるような、例えばワード形式とかいうことにならないのでしょうかというふうなお話もございまして、要は、今のままでいくと、1回印刷をかけて、手書きをして、それで申し込むということになっているかと思うんですけども、これが例えばワード化して直接メール返信とかいう、そういうこともできるのではないかなと、そういうふう思うんですけども、この辺のワード化いうんですかね、そういうのについてのお考えがあるのかなのか、その辺を1点お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、次の印刷製本費の件でございます。この21年度いろいろとカラー化とか、1日号と15日号の紙面の大幅な見直しと申しますか、紙面の面が逆転したような状況になっていたかと思えます。その中で、第4次行革の関係の中で、平成24年ですかね、見直しするようなこともございましたけども、その辺のどのような内容、この行革の中で見ておられるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、財政課の66ページのところの臨時職員の賃金ですね。2名分ということで、45日分計上されているということでございます。この辺はしっかりとまた適正な業務をしていただきたいと。この指名登録という形であるかと思えますけども、その辺で市民の、細かいことをいうんじゃないですけども、いろいろと影響がないようにしっかりと適正な執行をお願いしたいと。これは要望としておきますので、よろしく願いいたします。

次の66ページの報償金、賃金の件で

ございます。これも賃金の見直しということで退職報償金の見直しということで、先ほど若干のご説明がございました。これもヒアリングをしながら、一度お聞きをしたこともあったんですけども、この辺でまたしっかりと人材育成も含めて今後計画をつくられるというふうに聞いておりますけども、またしっかりと、660人に対してになるわけですから、その辺で職員の負担増とならないような形で、また人材育成をしっかりとさせていただければなと、そういうふうに思いますので、これも要望としておきます。

それから、市民税課の分でイメージファイル作成委託料の件でございます。これもいろいろとディスクに入れられて、パスワード設定しておられるということでございますので、このあたりもしっかりと個人情報ということの意味も含めて、やっぱりしっかりとセキュリティの対策というのもやっていかないといけないのではないかなというふうに思います。そういう中で、いろいろとディスクを今後ネットを通してデータの情報をやりとりされるのか。ディスクでということですので、それを直接運搬されるのか、もう一回その辺確認だけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次の74ページの汚水槽の委託料の件でございます。これも平成21年度からの予算の中の枠組み変更という形であったと思えますけども、この辺もしっかりと、しっかりとと申したらおかしいですけども、環境改善になるように委託を適正な形でやっていただきたいというふうに思いますので、これも要望としておきます。

それから、新評価システムの件でございますけども、これは平成21年度から

の財務システムの変更等々でございますし、また新しい総計との絡みもあるかと思えます。これもしっかりと行政としての評価ができるように、また分析がしやすいような形のシステムという形での業務となるように、またお願いをしたいというふうに思いますので、これも要望としておきますので、またよろしく願いいたします。

それから、女性政策課の分で市民意識の調査ですね。平成23年度で一応目標年次を迎えられるということで、この平成22年の調査をしながらいくということでございます。そういう中で先日も広報ですか、さまざま会議等々への女性の参加率が大阪府下トップという形で載っていたかと思えますけども、この辺の女性の参画というのは、これから男女平等ということであれば、50%、50%が平等、数字でいけばいいのかなというふうに思うんですけども、そのあたりでもう一度今後の参画率の向上に向けての考え方というか、取り組みというんですかね、こういう取り組みをやって女性の参画率をふやしていきたいとかいうような考えがあれば、1点だけお聞きしたいというふうに思います。

次の76ページの固定資産の評価審査委員会の分でございます。これも平成21年度が3年に一度の評価替えということでございますので、22年もしくは23年については、おおむねこの金額でいって、さらにその翌年は平成21年度の予算並みのまた金額が上がってくるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりでしっかりとこの固定資産の評価の審査をまたしていただければなと思えますので、これも要望としておきますので、よろしく願いいたします。

それから、次の選挙管理委員会の分で

交際費でございますけども、お香典とか弔電とかいう形でございます。これも今後また適正な形での執行をお願いしたいというふうに思います。

次の90ページでございますけども、府議の選挙ということで、これは3月31日までの分であるということで確認をさせていただきました。その中で、ことしも参議院議員の選挙もございまして、先ほどこの予算の中でありました府議会議員の選挙と言っても、再来年度ですね、いう形になってくるかと思えますけども、この投票率の向上に向けて平成22年度まだ何か考えておられるのか、この1点だけをお聞きをしたいというふうに思います。

次の消防の分で修繕の内容をお聞きをしました。この平成22年度につきましては、約500万円の計上ということでございます。これは、やはり建物というのは常時維持、管理していくというのが長寿命いうんですかね、長く使えるような、耐用年数も長くなるような感じで私自身思っていますので、そのあたりでこの部分はしっかりと毎年点検をしながら、この維持管理のために修繕をしながら、要は建物の延命を含めてやっていただければなと、そういうふうに思いますので、これも要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次の節13の委託料という中でございます。この四輪免許の取得ということでございますけども、確認をさせていただきたいと思えますけども、36万3,000円、平成22年度ですね、いうことで、これは教習所への1名分というふうにお聞きしておりますけども、例えば教習所へ行って、すんなりと合格していけばいいと思うんですけども、例えば一般民間企業なんかでは、例えば不合格になっ

た分まで見ますよとかですね、そういう規定があるのかないのか、その辺だけ1点お聞きをしたいと思います。

それと、今90人中67名が大型免許を持っておられるというようなこともございましたけども、今後の大型免許の取得への取り組みの計画について、二つ、この点ではお聞きをしたいと思います。

それから、救急安心センターの件でございます。先ほどのご答弁の中で大阪市の今の現状におきましては、大幅な救急出動の件数というのは減少していないというようなお話もあったかと思えます。

しかしながら、例えば小さなけがというんですかね、そういう形で今まで電話等々119番にかかっていたものが、私個人の考えでは減ってくるのではないのかなと、そういうふうに思っているんですけども、その考えの中で、しっかりと119番に通報があれば対応していただきたいんですけども、170万円の今回の予算ですね、この金額の算定の考え方ですね、なぜ170万円になったのか、例えば人口比であるのか、そのあたりの算定の金額の考え方を1点お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、次の負担金、補助及び交付金ということで、防災情報の充実強化ということでございますけども、これはしっかりとまた情報の充実をしていただきたいというふうに思うんですけども、もう一度この充実強化ということで、今後の考え方ですね、こういうことで強化していきたいと、そういうようなことがございましたら、1点お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、中期財政見通しの件でございます。これもいろいろと本会議もそうですし、先ほどもいろいろとご答弁ももらいました。なかなかいろいろと見えな

いといえますか、年次的に計上できないような事業とか、金額も確定していないような事業等々がなかなか数字には出てきていないということもあるかと思うんですけども、一般というんですかね、民間企業等々も含めたときに、中期の見通しをつくるときには、ある程度こういう事業も出てくるから、この年次ぐらいで一応計画をしておこうとかいうことで策定されているのが、一般の民間企業の中での中期財政見通しという中での考え方にはならないのかなというふうに思うんですけども、私も今まで会社におった折には、そういう形で5年後にはこういう事業が出てくるとかいうことも含めて計画しておりましたし、その中で、こういうことでいろいろと事業の削減も踏まえて、今、例えば10億円要る事業であっても、4年、5年後については業務革新等々で2割ぐらい減になるんじゃないのかなというようにすることで、その見通しの中で計上していたようなこともございますので、今後もそういうことも踏まえて、また行革とか総計も今後出てくるわけですから、その辺で中期財政の見通しの数字の計上の仕方につきましては、やはりそういうことも踏まえて、やっていったらいいのではないかなと、私、個人的に思っておりますので、またそれもいろいろと検討しながらやっていただければなと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の議案第10号の方でございますけども、緊急消防隊の補助金の不交付の件はわかりました。今後またしっかりとこういう補助金をもらえるような形で、またいろいろと申請も含めてやっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

2回目の答弁からします。野村課長。

○野村納税課長 まず、1点目に土曜日の納付相談についてということで、件数と、なぜ第4土曜日かということでございますが、まず、平成21年度4月から先月、2月までの実施状況でございますが、来庁されておられる件数が延べで41件、そして電話での相談件数が延べで47件ということで計88件となっております。

当然職員におきましては、来られる方を待つというだけではなくて、こちらからも電話で催告であるとか、いろんな業務をその間行っております。

それと、なぜ第4土曜日かということですが、日々窓口でも納税の相談をさせてもらっている中で、一定の納付期限というのをご相談の中で定めておるんですけども、どうしても月末に入金であるとか、お給料の方では給料日が月末とかに近いということで、どうしても月末での入金という件数が多くなっております。その関係からも一応第4土曜日、月末の方で設定をさせてもらっております。

次、2点目に、インターネット公売の下見会の件でございますが、21年度、先ほど3回公売を実施させてもらったという中で、その参加状況ですが、今年度に限っては下見の件数はゼロ件ございました。ちなみに、平成20年度では2件の下見がございました。下見会につきましては、期間中一日ということで設けております。

次に、コンビニ収納の開始月でございますが、軽自動車税の納税通知書が5月に発送されます。それを受けて5月から同時に開始させていただこうと考えてお

ります。

なお、コンビニ収納の今後のあり方等につきましては、情報政策課長の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 それでは、コンビニ収納の将来的な拡大等につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

平成22年度からは軽自動車税のコンビニ収納を開始いたしまして、翌年以降、他の税目及び保険料など、全庁的にサービスを拡大していく予定にしております。

しかしながら、ポイントとなりますのは、コンビニエンスストアのレジでバーコードを読み取って収納を行いますが、そのバーコードの読み取りテストにつきまして、若干工数がかかっております。これはどういうことかと申しますと、本市が対応する予定のコンビニエンスストアが合計12社ございます。そのすべてのコンビニエンスストアはポストレジと言われるものをすべて違うシステムを使っております。その12社すべてにおいて、すべての帳票のバーコードの読み取りテストが完了しない限りはコンビニ収納が行えないということになっております。このことから事務上、やはり1万件以上のオーダーがある収納がないと導入については少し難しいかなというふうに考えております。

しかしながら、収納機会の拡大につきましては、行政の課題でございます。コンビニ以外にも例えばクレジット収納がありますとか、電子マネー収納等ございます。今後につきましては、費用対効果や事務の効率等を考えまして、最適な方法を考えさせていただきたいと考えております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、広報紙と広告に関しまして、2点の質問にお答えさせていただきます。

1点目、全般的な広告の申し込み手続きでございます。現在、22年度の広告案内を出しておりますが、委員ご指摘のとおりPDFでの申し込み書を添付しております。ワード形式についても申し込み手続きが簡単になるように今後すぐにでも対応していきたいと考えております。

続きまして、広報紙に関しましての次期行革での課題でございます。

現在、月2回発行しております広報紙を月1回に集約して、効果的、効率的に行政情報の提供に努めたいと考えております。

広報紙に関しては、現在、行革に対してのパブリックコメント等におきましても、インターネットの情報発信のウエートは高まっているが、高齢化が進むとき、さらに読みやすく、内容を充実してほしいという意見もいただいております。その中で、広報としましては、より詳しく積極的な情報提供を図っていきたくて考えておまして、また適切な情報量にて発行することも課題となっております。

掲載情報につきましては、日々工夫と検討を続けてまいりますけれども、それに伴いまして、情報、広報紙面は多いにこしたことはございません。ただ、現在のタブロイド判での情報量の調整は非常に難しい面もございます。その形態、スタイルの見直しも同時に図って、広報紙の充実に努めたいと考えております。

また、配布方法につきましても、十分検討しなければならないと考えております。広報では、行政と市民のパイプ役となる広報紙を発行します。そして、市民に公平に届けたいという思いもございます。その中で、配布につきましては、地

域でのご協力をいただけるのか、また、業者ではなく、地域密着ということで、シルバー人材センターへの委託も行っていけるのかなどについても検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 納税課にかかわります電話催告等業務委託につきまして、10分の10ふるさと雇用再生特別基金事業補助金が当たっておりますので、財政課より答弁させていただきます。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、平成20年度の国の第2次補正予算で緊急雇用対策あるいは生活対策として創設されたものでございまして、雇用機会を創出するための事業を平成21年度から平成23年度までの期間にわたり実施することとなっております。

この事業の条件といたしまして、地域の発展に資する事業で、終了後継続、事業展開が見込まれるもの、原則として1年以上雇用し、当該企業等での正社員が期待できるもの、自治体の直接実施はできなくて、民間企業に委託することとなっております。

また、人件費の要件といたしまして、新規雇用の就業者の人件費割合は委託費の2分の1以上とすることとなっております。

それで、委託された業者につきまして、新たにハローワーク等で募集されることと存じますけれども、ふるさと雇用という名称でございますから、できるだけ摂津市内の方に雇用していただきたいと思っておりますけれども、この電話催告等業務委託につきましては、その予定の業者は市外の業者と聞いております。それから、業務内容も特殊な業務ということでございますので、なかなか摂津市内の方でと

いうことを限定するというのは難しいとは考えております。

○野口博委員長 布川参事。

○布川総務部参事 防災の情報手段といたしまして、その強化策についてお問い合わせがあったかと思っておりますので、お答えさせていただきます。

現在は、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、主に防災ポータルサイトの運営、防災情報メールの配信、高所カメラの設置の整備からなっておりますインターネットを使った大阪防災ネットがございます。もちろん市のホームページからもアクセス可能でございますし、府や各市の防災情報が見られるほか、最新のライフラインの状況も確認することができるようになってございます。

また、携帯電話では自分のメールアドレスを登録しますと、最新の気象、避難、地震情報の防災情報メールが自動的に配信されるようになっております。

今回、補正予算で計上させていただいております防災情報通信設備事業では、ミサイルの発射情報や緊急地震速報など衛星通信システムを利用しておりますので、そういう形での情報提供をいただくことになっております。

また、昨年新型インフルエンザの流行時におきまして、市民から即時性の情報を携帯電話のメールで発信してほしいという趣旨のご意見もございました。こうした緊急的な事態が起こった場合に、どの情報を、どこから、どのように発信していくのかということにつきましては、一つの課だけではなく、全市的にどのようなシステムで、どのように行っていくかを検討する必要があるかと考えております。今後の課題だと考えております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、課税資料

に係ります2回目のご質問についてご答弁を申し上げます。

課税資料イメージファイル作成につきましては、1回目でもご答弁申し上げましたように、課税資料を光ディスクに記録しまして、パスワードでセキュリティをかけて万全を期しておるということでございます。この課税資料イメージファイルにつきましては、この光ディスクの作成の部分まででございます。あと、先ほどご質問のディスクの運搬についてはどうなっているかということにつきましては、また別項目でパンチ委託料ということで予算計上させていただいております。この業者につきましても業務委託契約と秘密保持契約を締結いたしまして、光ディスクの運搬に当たりましては、その業者から取りに来る人について、顔写真つきの届出書を提出していただきまして、光ディスクの運搬につきましては、ジュラミルケースに入れまして、かぎを施錠しております。

また、先ほどネットを通してできないのかというご質問もございました。これにつきましては、今、所得税の確定申告書のデータにつきまして、国の方で電子的に送信できるようにということで、現在進められている状況でございます。これが実現いたしますと、一遍にはいかないと思っておりますけれども、パンチの件数も徐々に減ってまいると考えております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係ります2回目のご質問についてご答弁申し上げます。

女性委員の参画率向上に向けた取り組みということでございますが、政策方針決定の場に女性の積極的な参加を促すため、男女共同参画計画、せつつ女性プラ

ンにおきましても、女性の各種審議会への参画率の向上を最重点の推進項目として取り組みをさせていただいております。

しかしながら、本市の状況は府内の市町村の平均値を上回っているものの、国や大阪府と比べますと、まだまだ低い割合となっておりますので、なお一層の努力が必要であるというふうに考えております。

参画率が進まない原因といたしましては、委員の任命が選挙によるものですか、あて職のために性別の予測が困難な状況にあることや、各種団体からの推薦で選出される場合に、女性がいらっしやらないといった状況があるものと考えております。

そこで、平成20年に審議会への女性委員の登用指針を策定しまして、女性が参画しやすいように審議会の構成の見直しを図っていただくように関係各課に働きかけております。こうした働きかけを継続するとともに、女性大学や男女共同参画センター実施の事業等を通じまして、女性の人材の発掘を行うとともに、人材を活用する仕組みづくり、こういったものも検討しながら、今後とも参画率の促進に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私から選挙管理委員会に関します2回目のご質問について、ご答弁申し上げます。

投票率の向上についてでございますけれども、これにつきましては、従前より選挙管理委員会といたしましても、常にある課題であるという認識でございます。

これまでも入場整理券を全有権者に送付することや啓発チラシを新聞折り込みする、また、ホームページで選挙の啓

発をするなど、いろいろな啓発を行ってきたところでございます。このようなことにつきましては、引き続き行っていく予定でございます。

次回の参議院議員通常選挙におきましては、従前よりご指摘をいただいていた選挙公報につきまして、全戸配布する予定で、今現在進めているところでございます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、救急安心センター事業に係ります本市の負担金170万円の算出根拠について、お答えいたします。

22年度の運営費予算額は2億600万円、このうち2分の1の1億300万円を大阪市が負担しまして、残る2分の1を府下市町村により人口割と財政規模割によってそれぞれ分担するものでございます。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 大型四輪免許取得委託料につきましての追加費用でございますが、免許取得までに不合格となった者の追加教習試験等にかかる費用につきましては、派遣された各職員の個人負担となるものでございます。また、今後の大型四輪免許の公費負担計画でございますが、退職予定者数等を勘案いたしまして、当面各年度1名といたしたいと考えております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 2回目もご答弁いただきました。最初の滞納の繰り越し分ということで電話相談の件ですね、来庁が41件あって、電話が47件ということで数字的なものもございましたけれども、これも土曜日の午前中ということではなくて、今後例えば5時までとかいうことで、時間の拡充等も含めて、また検討してい

ただければなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、滞納処分費ということでインターネット公売の件でございますけれども、先ほども21年度は0件、20年度は2件ですか、いう形で報告もございました。これもインターネット公売ということなので、インターネットを見られる方しかわからないというか、そういうふうなことにもちょっと一つなっているのかなと、そういうふうに思いますし、また、この下見も一日のみということで、これの下見の日数もふやしていただくとか、また、インターネット公売ということで、インターネットという名前がついてますから、一般紙、広報紙等々にも載せるというのは、その辺もどうかということもあると思いますけれども、摂津市民の方々により広く行くような形で、またご検討願えたらなど、そういうふうに思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、電話催告の委託料のことでございますけれども、これも業者は市外の方というか、そこに委託をするので、摂津市民の方はどうかということとはわからないというような状況でもございましたけれども、それも要望ということですが、ふるさと雇用ということで摂津市の方の事業としてやるということですので、その辺は考えていただければなど、そういうふうに思いますし、この電話催告につきましても相手に負荷のかからないようなやりとりということも踏まえて、また税の納税義務ということもございしますので、その辺も踏まえて公平性なども考えていただいて、また適正な形でこの業務の執行をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、コンビニ収納の件でござい

ますけれども、先ほど軽自動車のみならず、他の税とか、また公共施設の使用料等も考えていきますということですので、この辺もより負担のかからないというか、財政支出の少ないというんですかね、そういうことで、より多くの市民の方々に活用していただけるようなシステムなり、やり方をまた考えていただければなどと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、広告の掲載料ということでございますけれども、これもまたワード等への変更ですね、また早急にという中でまたよろしくお願ひしたいと思いますし、またバナー広告等々につきましても月額1万円ということで、割り引きということで3か月以上という一定の条件がついているのかなということで思いますので、その中で新規の会社の方につきましても、例えば1か月でも割り引きが効くような形で、より多くの方々の企業に載せていただくというようなことも踏まえて、また検討していただければなどと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、広報の印刷製本費の件でございまして、第4次行革という中では、あと2年の中で検討しながらいくということで、24年から一応実施していくような予定にはなっております。その中で、いろいろと先ほどもご答弁の中でもありましたように、解決しなければいけない課題というか、項目というか、いうこともございまして、またこれも自治体の中のみで解決できるような問題ではないのではないのかなと。それは地域の方々の配布とか、先ほどシルバー人材センター云々の話もございましたけれども、その辺で今も、この15日号につきましても、自治会経由で配布をしているとい

うようなことでもございますので、そのあたりしっかりとまた自治会の方々のご意見なりも、また地域の方々のご意見なりも聞いていただきながら、ある意味この2年に縛られることなく、例えば問題解決のために3年、4年かかることもあるかもしれませんが、そういうことで2年という固定観念はどうかというでもありますので、しっかりと地域の方々のご意見も聞きながら、よりよい形で進めていただければなと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

課税資料のイメージファイルの件でございますけれども、これもパスワードを入れてセキュリティを高めていますよということで、業者が運搬ということになっていくと思いますけれども、やはり個人情報を運ぶという形で、やっぱり今後もしっかりとこのセキュリティ管理を徹底して、お願ひしたいというふうに思いますので、またよろしくお願ひいたします。

市民意識の調査ということで、先ほど女性の参画率云々の話もございました。やはりこの中で参画率が伸びないということではいろいろと問題もあるということもございましたけれども、やはり僕がいろいろと聞く中で、やっぱりあて職というのが一番負担が大きいというようなご意見もあります。やはりこれも持って、これも持って、これも持ってという形であろうかと思っておりますので、より広く市民の方々のご意見を聞くという意味では、やはり例えば何とか団体の長であるとか、役職をしてはるとかいうことも取っ払って、また広く参画していただけるように、今後また検討していただければなと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、選挙の関係でございますけ

ども、今、投票率の向上ということで、啓発のチラシ等々いろいろとご努力はされているというふうに思います。その中で、何年か前からですが、投票所の統廃合とかいうこともございましたし、また、期日前投票の場所を市役所のみならずということで、いろいろと考えていっているということもございますので、その辺で投票所の統廃合とか、期日前の分につきましても、より投票率が向上するような形でまた今後検討していただければなと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、大型四輪の免許でございますけれども、2回目といいますか、以降につきましては自己負担というお話でもございました。この中で、何回か、例えば1回不合格とかいう形であっても、何か見ていく方が個人的にはいいのかなというふうに思うんです。公務で使用するに当たって、やはり必要な免許という意味では、やっぱりある程度公費で負担をするのも一つの意義もあるのではないのかと思いますので、その辺も踏まえて、今後また検討していただければというふうに思いますし、また、免許を取るに当たっては、今後もしっかりと安全管理、安全運転でまたよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、救急安心センターですね、これも大阪府下全体的でいけば、ややもすれば、摂津市としての負担というのはもう減ってくることはないんですかね。府下全域でやるという、これも今後、どうなるかわかりませんが、いろいろとシステムのバージョンアップとか、体制のやり方とかいうようなことも踏まえながら、この総額2億6,000万円ですか、いう形でも、この辺もしっかりとまた有意義な形で使っていただけるよう

に、またそれも要望もしていただければなと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それから、防災のことでございますけれども、これもしっかりと情報強化という意味では、市民の方にこういう緊急的な情報提供をしっかりとできるように、今後この情報の充実と強化に努めていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野口博委員長 村上委員の質問は終わりました。

続いて、三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、予算概要に従いまして質問させていただきます。

本日、若干、声の方がこんなことになってますけれども、お聞き苦しい点ご容赦お願ひいたします。

まず、今回の財政運営として、今回、非常に厳しい予算編成になったかというふうに承知しております。部長会や、その他関係各位の会議でも、いろいろな議論があったと思ひます。

その中で、今回の予算編成に当たって重要視された点であるとか、また今年度、さらに翌年度以降にも、引き続いて、これだけは遵守していかなければならないというような点について、担当課として、もしそういうのがお持ちであればお聞かせ願ひたいと思ひます。

予算概要のまず10ページになりますが、人事課ご所管ですね。創造的人材育成事業です。

これは、これまでも多々お伺いをしてきた点ではございますが、今後、700人体制から、さらに660人体制に移行していくということでもあり、また、定年退職の方がここ2年で非常にたくさんおられるとのことでもございました。

やはり、これまでの人材育成と、さら

に今後の人材育成については、またペースを上げていかねばならないですし、さらに今後、質も問われてくることになってこようかと思ひます。現時点で、担当課として、どのようにお考えであるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、12ページの同じく、引き続き人事課ご所管の人件費事業におきまして、子ども手当という項目がございます。

これは、現在、国会でも議論のあった施策であろうかと思うんですけれども、他課のこの人件費事業では計上されておりませんともあります。この子ども手当というのが、ここで一括して計上してあるのかと思うんですけれども、この点、確認をさせていただきたいと思ひます。

同じく、12ページ、総務防災課ご所管ですが、土地開発公社の補給金が今年度も計上されております。土地の所有や運用に関しては、いろいろ見解があるかと思うんですけれども、これについて、現在の認識、また今後の見通しについて、お伺いをいたします。

次に、14ページになります。情報政策課ご所管で、地域情報化事業になるかと思ひます。以前から私、クラウドコンピューティングシステムというものについて、発言をさせていただきまして、担当からは、引き続き調査をしていくというようなお答えであったかと思ひます。その後、情報収集等をなされたことかと思ひますが、現在、どのような認識をお持ちかお伺いをいたします。

次に、16ページです。秘書課のご所管で、ホームページの事業ですね。先ほど、村上委員との質疑応答にもございましたが、ホームページにつきましては、リニューアル後、アクセス数も伸びておるようで、先日の阪急新駅の開業、また鳥飼大橋の架けかえのご案内の際には、

非常にアクセス数が上がっていたと。

これは、ページビューでしたか、その解析の結果も出ておりましたので、重々承知をしております。やはり、これは情報の即時性等が上がり、また内容も充実してきたからにはほかならないというふうに評価をさせていただきたいと思えます。担当といたしまして、変更前と現状との違いについて、どのような感覚をお持ちか、まずお伺いをいたします。

次に、同じく16ページの、再び総務防災課ご所管ですが、市立集会所管理事業がございます。

これも例年、維持補修等でさまざまな事業を行っておられると理解をしておりますけれども、行革の中で市立集会所等の今後については、さまざまな議論が行われる予定であるというふうな記載もお見かけをいたしました。でありますと、やはりこの維持補修計画と、その全体的な配置の問題との整合性が今後課題となってくるかと思うんですけれども、今年度に関して、その計画との整合性はどのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、18ページです。庁舎管理事業で、光熱水費がございます。新政権の温暖化対策等もありまして、電気料金の全量買い取りの制度が始まろうとしております。報道によりますと、これが実施の折には、通常の電気料金に買い取り料金分が乗っかってくるので、結果として価格が上昇するというケースもあるというふうに伺いました。本市のこの総体的、全体的な額からしますと、わずかなパーセンテージの値上げであっても、効果額が大きいかと思うんですけれども、この点はどのように情報を把握しておられますか、お伺いをいたします。

次に、政策推進課ご所管で、地域コミュニティセンター構想策定事業についてで

あります。

こちらについて、現在は南千里丘のコミュニティプラザの方が進行中でありますけれども、今後、いろいろな市立施設がまたあちらに移るという計画もあります。そして、このコミュニティセンターについては、そういった市立施設と、さらにはセンター自体を建てる場所とのいろいろな検討課題があるかと思うんですけれども、現状、これについてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、22ページです。情報政策課ご所管です。

行政情報化推進事業の中で、一番最後に地方自治情報センター負担金という項目があります。この地方自治情報センターにつきまして、過日の報道では、新たな仕分けの対象にリストアップされているというふうなことも記載がありました。

このほかに、もしかしたら仕分け対象となっておって、こうした事業と関係のあるものもあるかと思うんですけれども、その点、お伺いをいたします。

次に、同じページで、女性政策課ご所管ですが、先ほど村上委員のご質問にもありましたが、せつつ女性プランに対して、男女共同参画社会に関連したアンケートをとっていくということでございました。これにつきましては、年末年始の会派懇談会の折でも、その内容や、また回収率等について留意が必要であるというふうに申しております。

やはり、こういう価値観にかかわるものは、どの程度の数の方が、どういったことを考えておられるのかをしっかりと把握して、その計画をつくっていかねれば、ともすれば片一方の意見におもねったものになってしまうという危険性があります。こうした点を、担当課としてどのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、28ページです。人権推進課のご所管です。

人権啓発推進施策要望事業という項目がありまして、人権施策に対する国、府への要望活動という記載がございます。これは、どのようなことを行う予定なのか、お伺いをいたします。

次に、30ページです。市民税課のご所管ですが、一般事務事業中、地方税電子化協議会に関連する負担金で、電子化協議会の運用関係費負担金、また国税連携関係費負担金という項目が、今回、新設されたように理解をしておりますけれども、この2点についてご説明をお願いいたします。

さらに、一番下の方の課税事務事業になりますが、以前に職員提案からの通知文に、市長からのメッセージを封入して発送するというような事業を行うというようにお話を伺った記憶があるんですけども、この事業について、その後どのような経過になっておるか、お伺いをいたします。

続きましては、36ページです。選挙管理委員会事務局ご所管で、参議院議員通常選挙の事業です。真砂土等という項目があります。これにつきましては、名前が真砂土ですので、そういった補修等維持管理面の予算かと思うんですけども、最近、これが執行されたというような記憶が余りないんですが、実際、どのような状況になっておるか、お伺いをいたします。

続きまして、98ページです。消防総務課で、消防職員教育訓練派遣事業になるかと思っております。先ほど、創造的人材育成事業についてもお伺いをいたしましたが、やはり、こちらについて、消防という業務につきましても、今後、退職の方の数であるとか、技術の面であるとか、

いろいろ課題が山積しておるかと思っております。それは、もちろん長期計画も必要ですが、短期的に急がなければならない面もあろうかと思っております。そこで、今回、挙げておられる中で、どのような計画をお持ちかお伺いをいたします。

また、先ほど、村上委員は大型四輪免許についてお伺いをされておりましたが、そのほか、例えば消防に必要な免許であるとか、資格等の計画についても、あわせてお伺いをいたします。

次に、100ページです。一般事務事業、消防総務課ご所管引き続きで、一般事務事業中に、大阪航空消防の運営費負担金がございます。例年、計上されておりますが、当年度について、どのような事業を予定されておるか、お伺いをいたします。

同じく100ページ、予防課ご所管ですが、現在、家庭用火災警報器の設置義務の時期が近づいておるか認識しております。これについては、庁舎の入り口のところにもものぼり旗が現在立っておりますして、啓発活動に努力しておられるというふうな印象を持っておりますけれども、現状、普及の状況については、どのようなものか。また、見通しについて、お持ちであればお伺いをいたします。

次に、102ページになります。これは消防署のご所管ですね。指令通信事業の緊急情報システム等保守管理委託料です。これは、本会議でも議論がありました携帯、IP電話の発信位置情報通知システムの導入に際しての経費であるということでございます。

このシステムについては、発信者の位置をある程度まで特定して、緊急出動の利便性に資するというものであると理解をしておりますが、本会議をなぞらえまして、このそれぞれの携帯とIP電話に

ついて、それぞれの精度、どれほどの正確性を持っているのかについて、お伺いをいたします。

続きまして、同じく102ページです。消防総務課ご所管の消防団活動に関連する事業があります。

現在、消防につきましては、広域化の議論もありまして、運営については、なかなかさまざまな意見が飛び交っている現状と認識をしております。この消防団についても、日々、いろんな議論が交わされておりますけれども、現在、将来についてどのように認識をしておられるか、改革の必要性であるとか、女性消防団員の採用ではないんですかね。女性消防団員の任用になるんですとかについてお伺いをいたします。

104ページ、総務防災課のご所管ですが、情報収集伝達体制整備事業です。

以前もお伺いさせていただきましたが、防災行政無線についての整備が計上されておられません。これについては、以前から更新の時期云々という議論がありまして、1年たつごとに、精度については落ちていっておるといふふうに思いますが、現在、どのような状況なのか、お伺いをいたします。

そして、最後になります。新型インフルエンザ対策事業につきまして、今回は消耗品費と印刷製本費という項目の計上になっておりますが、この新型インフルエンザの対策について、結局、症状としてはそれほど重くなかったのもうひとつところ大発生したマスクをした人であるとか、消毒薬で熱心に手を洗う人も、最近ほとんど見かけなくなりました。そういった点の啓発活動も含めて、この対策という観点についてお伺いをいたします。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 それでは、情報政策課所管分の2点のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目、クラウドコンピューティングのその後の情報等について、お答えをいたします。昨年11月の委員会におきまして、三宅委員からクラウドコンピューティングにつきまして、ご質問をいただきました後、さまざまなメディア等でそのクラウドコンピューティングという言葉を目にする機会が多くなっております。

大手コンピューターメーカーによりますと、平成27年にはクラウドコンピューティングの市場は、現在の約1.6倍に成長し、また、稼働しているすべてのコンピューターシステムの中の約2割がクラウドコンピューティングに置きかわると予測されております。

また、自治体におけるクラウドコンピューティングへの取り組みといたしまして、本年度、平成21年度ですが、総務省におきまして、自治体クラウド開発実証実験という事業が行われております。これは、6道府県及び66市町村が参加して行われておりまして、電子申請システム、住民情報システム、文書管理システムなど、自治体における重要なシステム、業務システムをクラウドコンピューター上で実際に稼働させまして、開発運用を行い、費用や効果、また問題点等について検証を行っている最中でございます。この結果につきましては、総務省の方から発表があるものと思っております。

また、この実証実験におきましては、クラウドコンピューターの都道府県を超えてシステムを共有するというメリットを生かしまして、例えば大災害が起こった際に、その都道府県のデータセンターが破壊された場合におきましても、他の

都道府県のデータセンターにバックアップを置くことで、実際の事業を継続するという災害対応実験が、同時に行われております。

また、総務省とは別に、長崎県におきましては、ことし1月に長崎県自治体クラウドのサービスの展開指針という文書を発表しております。その中で、長崎県が運営主体となりまして、クラウドサービスを他の自治体向けに提供しております。これは、長崎県内の自治体だけではなくて、他の都道府県、つまり私ども摂津市におきましても、その長崎県のサービスを利用することができるという事業を行っております。非常に先進的な取り組みとして、大いに注目されております。

このようなことから、クラウドコンピューティングは、既に実用段階に向けて動き始めております。本市におきましても、次世代の住民情報システムの基盤や、地域を元気にする便利な行政サービス提供のため、今後も調査研究を行い、将来的な導入に向け、継続的に検討を行ってまいります。

2点目といたしまして、地方自治情報センターの負担金につきまして、お答えをさせていただきます。委員ご指摘のとおり、3月9日、行政刷新担当大臣より事業仕分けの第2段階として、50法人の名前が公表されております。その中で、地方自治体の情報施策に関係する法人といたしまして、2つの名前が挙がっております。

一つは、先ほどご指摘のありました住基ネットや総合行政ネットワークの運営を行っております財団法人地方自治情報センターと、もう1法人といたしまして、電子申請などで使います公的個人認証サービスの運営を行っております財団法人自

治体衛星通信機構、通称L A S C O Mという、2つの法人の名前が事業仕分けの対象予定として挙がっております。

これらの2法人が運営を行っているシステムは、どちらもインターネット社会における情報化基盤としては必要不可欠なものでありますので、事業仕分けにおいて、それらの事業自体が廃止されるということは、社会に対する影響を考えましても、まずないかと考えておりますが、運営方法や組織自体の見直し、また事業の運用に係るコストの大幅な削減については、要求されるものと思われまますので、今後も事業仕分け等、政府の動向を注視して、市民サービスの低下を招かないように努めてまいります。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 それでは、私の方から、人事課に関するご質問にご答弁させていただきます。

まず、1点目、人材育成についてでございますが、先ほど委員おっしゃられましたように、今年度と来年度で団塊の世代の職員の退職がピークを迎え、2年間で職員の約15%、そのうちの3分の1に当たります数の管理職員の方が退職となります。

こういった環境が大きく変化する中で、各職員に求められる能力というのは、今後も大きくなってくと同時に、常に変化していくものだと考えております。

この変化に取り残されることのないように、日々、職員みずから能力開発に努めていき、変化に対応できる職員を目指していかなければならないというふうを考えております。それら、自ら積極的に能力開発をする職員を支援する方法としま

して、一つ研修制度があるのかなと思っております。

それらの変化に対応できる研修、研修体系の構築というものを、今後、検討していかなければならないと考えております。

2点目の子ども手当についてでございます。子ども手当については、水道会計以外の職員については、この目一、一般管理費の方で一括に計上をしております。

○野口博委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、総務防災課に係りますご質問について、ご答弁させていただきます。

まず、公社の補給金のことでございます。平成19年度から開始いたしました借入金の年間支払利息に見合う額を、市が公社補給金として、毎年2,500万円を支出しております。

これは、金融庁の指導で、金融機関の要請もございましたが、利息を借入金に上乘せすることができなくなったことによるものでございます。これによりまして、簿価を上げないということにもつながってまいりますので、有効かと考えております。今後の見通しですけれども、公社所有土地を早期に売却を進めるという形で、健全化に向けて頑張っていかなければならないと、かように考えております。

2点目の集会所の統廃合と修繕のバランスというお話であったかと思いますが、市立集会所は、地域の文化、福祉の向上を図るということと、市民のコミュニケーションの場を提供するために設置しているというものでございまして、市内に51か所の市立集会所を設置しております。

行財政計画の実施計画におきまして、施設の老朽化を踏まえて、統廃合等の適正配置を検討するといわれております。

ただ、我々といたしましても、管理いただいている地元の皆様とお話させていただく中で、いきなり廃止にするということとはできないという感想を持っております。今後しばらくは、集会所の維持管理に重点を置いてまいりたいと考えております。大規模補修につきましては、平成15年、16年度に建物調査を建築課の担当課に依頼して行っており、今のところ、大規模の修繕は必要がないとの報告を受けておりますが、緊急事態の修繕等も出てくるのも現実かと思っております。市立集会所の稼働状況なども考慮しながら、今後の検討をしてみたいと考えております。

次に、太陽光発電促進賦課金ですか、その導入と電気料金の問いがあったかと思えます。太陽光発電の新たな買取制度が開始されます。これは買い取りにかかった費用を、太陽光発電促進賦課金として、本年4月より電力利用者が負担することになるという制度でございます。この太陽光発電促進付加金単価と申しますのは、前年度の買取費用の総額をもとに算定されますので、太陽光発電の普及や買取価格などにより、毎年、変動してまいります。新年度の電気料金がどの程度になるかというのは、全く不明でございますが、電気料金は増加するものと考えております。

続きまして、防災無線の入れかえシステムの選択というお話だったかと思えます。防災行政無線につきましては、先ほど、委員もおっしゃっていただきましたけれども、昭和63年に設置しました固定型、移動型、その他行政及び防災機関との相互波や、広域波からとなっているタイプのものでございまして、設置からもう20年以上が経過しております。いずれは老朽化のため、取りかえの必要が

生じてまいります。次回更新時期には、通信方法もアナログからデジタルに、また周波数帯も移行しなければならないこと。それから、新しい機器の交換には、億単位の費用が必要になってくるということもございます。

防災無線につきましては、現在、こうした市独自で無線設備をそろえるところが大半でございますけれども、最近では、業務無線を利用したMCA無線を防災無線に利用する自治体もあらわれているようにお聞きしております。MCA無線は、装置を自前で持たない分、経費がより少なくて済むというメリットもございますけれども、年間利用料が必要になるほか、他の業種との共有の周波数を利用するために、独占的に利用することができないというデメリットもございます。今後、どのような更新方法が必要か、どのような装置が必要かということを検討してまいりる予定でございます。

最後に、新型インフルエンザの対策と体制、市民啓発というお問い合わせがあったと思います。新型インフルエンザは、昨年4月に日本でも発生が確認され、対策を講じてまいりました。本市でも、市内保育所、幼稚園、小中学校、公共施設に手指の消毒剤の配布をはじめ、庁舎前のぼりや懸垂幕、それから市長を筆頭に、千里丘駅での街頭啓発、それから自治会を通じての啓発チラシの回覧、広報には2回、特集記事を掲載してまいりました。

そして、心臓病や人工透析などの患者さんたち、感染症弱者といわれる方、約600名に対しても啓発マスクの郵送もしてまいりました。市内の関係者の方々を対象にしたものと、それから一般市民の方々を対象にしたインフルエンザ対策講演会の開催や、小中学生に応募願いました啓発ポスター応募作品展の開催とポ

スター作成をしてまいりました。

現在は、新型インフルエンザのことをマスクも大きく取り上げることがなく、一般的に流行は過ぎ去ったようにも思われておりますが、新型インフルエンザそのものがなくなったわけでもなく、鳥インフルエンザとの変異の心配がなくなったわけでもございません。

本市は、新型インフルエンザ対策として、陰圧テント2基、感染防止用手袋6,000枚、サージカルマスク約55万枚、手指消毒剤は約300リットル、その他ゴーグルやキャップなどを備蓄しております。新型インフルエンザ対策行動計画と業務対応マニュアルにつきましては、間もなく完成に向け、最後の調整をしているところでございます。

最後に、行政の役割ということになると思うんですが、行政は保健所などの関係機関と十分に連絡をとりながら、正確で迅速な対応をとっていくということであろうかと思っております。

また、直接、市民に対してできますことは、啓発活動になろうかと考えております。医療行為に関しましては、医師会と十分連絡、調整、協調をしながら行っていかなければならないと考えております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課にかかりますご質問について、ご答弁申し上げます。

市民意識調査の具体的な実施手法に係る考え方といったご質問であったかというふうに思っております。今回の意識調査につきましては、社会状況の変化により男女共同参画に係る市民の皆様の意識の変化をとらえることが主たる目的として、調査を実施させていただくものでございまして、住民基本台帳等から無

作為に抽出いたしました市内在住の20歳代以上の男女各1,000人、計2,000人を対象にしまして、意識調査を実施したいというふうに考えております。

5年前、平成17年度に調査を実施したときから比喩しまして、女性が働く、あるいはPTA等の地域活動によって、何らかの形で社会に参加されているという様子が見てとれますので、これまでの性別、年齢、配偶者の有無、職業といった属性のみではなく、例えば、結婚、子どもの有無、家族構成、職業、その雇用の形態、そういった項目も追加をさせていただきますまして、さまざまな状況をクロス集計し、分析することで、女性、男性双方のおかれている立場の違いから見られる市民意識の変化をとらえたいというふうに考えております。

委員がご指摘のとおり、市民意識調査におきましては、回収率というのが非常に重要な点になってまいります。今回、こういったクロス集計というようなことも意識をいたしまして、前回実施時の1,000人から調査対象を2,000人に拡大して、実施をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 平成22年度予算編成に際しまして、重要視した点ということでございますけれども、毎年、予算編成につきましては、10月に予算編成方針を策定いたしまして、新年度の予算にかかります。

それで、新年度につきましては、たばこ税、あるいは法人市民税、合わせますと、恐らく23億円ぐらいは減少するということが見えておりましたので、大変厳しい査定となったものでございます。こういう財源が不足するときには、経費

の節減しかないわけでございますけれども、まず、経常経費につきましては、報償費、消耗品費、印刷製本費、委託料につきましては、95%を限度とするということで、査定させていただきました。

それから、人件費につきましては、97%以内とするということで、全体といたしましても97%以下の予算要求をしてくださいということで、各課通知いたしました。

それで、平成22年度から、第4次の行財政改革が始まるわけでございますけれども、新年度予算の査定ということになりますと、第4次行革に入っております。そういったことから、第4次行革に予定いたしております行革項目につきましても、経常査定の段階で各課注意しながら、ヒアリングはさせていただきました。

補助金等につきましても、95%、団体補助から事業補助、あるいはできないものは95%ということでお願いをいたしておりましたけれども、団体等相手があることでございますので、なかなかそういう所期の目的が達成できませんでしたが、第4次行革に対して地ならしはできておるのかなと考えております。

それから、政策経費でございますけれども、これは部長、市長査定を通じまして、新年度にぜひともやらなければいけない事業。それと、補助金等財源のつくものを優先して、予算査定をさせていただきました。通常、設計委託料など、前年についておりますと、次年度に事業をするというのが通常でございますけれども、そういったことにつきましても、先送りさせていただいたという事業もございます。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課

に係ります2点のご質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、地方税電子化協議会に関係します負担金のご質問について、ご説明を申し上げます。これは、平成21年度から、65歳以上の年金受給者の住民税特別徴収の関係の電子データのやりとりや、法人市民税や固定資産税の償却資産等の電子申告ができるようになりましたeLTAXを導入しております。このeLTAXと申しますのは、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うことができる、地方税ポータルシステムの呼称でございます。eLTAXを利用するためには、国が指定します地方税電子化協議会の会員になる必要があることから、平成20年度に会員登録の申し込みをさせていただいたところでございます。

今回、新規でお願いさせていただいております地方税電子化協議会運用関係費負担金につきましては、eLTAXのシステムの運用、維持管理に関する運用関係費用の負担金でございます。これにつきましては、平成21年度に電子申告運用開始自治体につきましては、インセンティブにより、平成21年度の負担金は免除となっていたものでございます。平成22年度から予算計上をお願いするものでございます。

次に、地方税電子化協議会国税連携関係費負担金でございます。これは、所得税の確定申告のデータについて、eLTAXを利用して、平成23年1月をめどに電子データで送信できるように、現在、総務省、国税庁、地方税電子化協議会等において進められているところでございます。この国税連携に伴う負担金でございます。

次に、2点目のご質問でございます。

納税通知書に関係します市長からのメッセージについて、その後の経過についてというご質問でございますが、市長のメッセージを掲載した納税通知書につきましては、平成20年度の職員提案で、市民税課職員の提案が採用されたものでございます。

毎年6月には、個人市民税の納税通知書を発送いたします。発送いたしますと、納税者から多くの問い合わせや、市に対するご意見をいただくわけですが、提案では、納税通知書に市長からのメッセージを掲載させていただき、摂津市の政策や目標、財政状況を簡潔に説明するとともに、歳入における税の重要性や必要性など、総合的に、わかりやすく指し示すことで、納税者の納税へのご理解とご協力を呼びかけるものでございます。

市のトップからのメッセージということで、最大の効果を期待するものでございます。平成21年度個人市民税普通徴収の当初納税通知書から採用させていただいたところでございます。納税通知書発送後でございますが、特に大きなトラブルもなく、納税者の方のご理解をいただけたものと思っております。これにつきましては、平成22年度も掲載させていただく予定で作業を進めているところでございます。

○野口博委員長 林参事。

○林人権推進課参事 人権啓発推進要望事業について、ご説明を申し上げます。

この事業は、人権施策全般にかかわる大阪府内市町村の要望を、国の省庁や大阪府に施策の充実、あるいは予算措置を求めるものであります。

委員ご質問の国への要望予定ということですが、その年度の府内市町村の取りまとめについて、国、府に要望するわけ

ですが、長年、人権擁護法案の早期成立とか、就労支援の施策の充実等、毎年、同じ内容で求める部分と、戸籍謄本等の不正入手に対する法律の改正等、そういう形で要望しております。戸籍謄本の不正入手については、法律の改正が実現されたというような状況であります。

○野口博委員長 吉田参事。

○吉田市長公室参事 それでは、私の方から、地域コミュニティセンターの構想策定事業にかかわります基本的な考え方と申しますか、その点と、そして、今現在、7月のオープンを目指して、いろいろな活動とか事業をしております関係、7月に向けましてオープンでございますけれども、その分についてとの、どう違うのかという部分の、この2点だったと思いますけれども。

まず、コミュニティセンター構想の策定につきましては、我々とすれば、地域の方々のご意見を基本的に考えたいというふうに思っております。

ただ、コミュニティプラザと申しますか、今現在、新駅の前にコミュニティプラザ事業をやっておりますけれども、あの形は、どちらかといえば、都市拠点型のコミュニティ施設であろうというふうに考えております。

今後、新たに地域コミュニティセンターとして考えるのは、地域型のコミュニティ拠点であるというふうに、やはりその違いは出てこようというふうに、我々は思っております。

ただ、進め方でございますけれども、当然、地域の方々と申しますか、利用される市民の方々、また団体等のご意見を、どのような形で聞いていくのかというような、大事な軸足を置いた取り組みが必要であろうというふうには思っています。

今現在、摂津市の市民活動にかかわる

方々へのアンケートを実施しております。その中身といたしましては、当然、どの場所で、どのような形で活動されているのかと、具体的な事例を皆さん方にお聞きして、そしてどのあたりが拠点として、今現在やられているかという実態を十分認識した上で、そこでその周りで、どのあたりが妥当であろうか。

ただ、場所でございますけれども、やはり、過日の本会議でもご質問をいただいておりますように、やはり施設ボリュームからいうと、1,000平米以上の敷地は必要であろうという中で、当然、限られた用地になってまいります。

そこで、やっぱり交通の結節なり利便性、それと周りの環境等を十分認識して、やはり設置場所も具体的に整理していくべき時期にきているのかなというふうに、我々も思っております。

ただ、いろいろな形でご意見もいただいております。例えば、子どもをキーワードにした形の構想づくり。例えば、中核的な集会施設ができるような機能を持った施設等の、幅広くご意見もいただいている部分もございますし、そのあたりを、今後、コミュニティプラザと違う点で、十分、検証して、そして地域の皆さん方にご利用いただけるような構想を踏まえた施設整備が、今後必要であろうというふうに考えております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から、ホームページの現状についてということにご説明申し上げます。

今現在、市のホームページでは、担当各課で更新できるシステムを活用しておりますと、現在のところ、ページ数でいいますと、1,318ページが運用公開されております。

その中で、特にアクセス状況を見ます

と、トップページに関しましては、月2万2,000から2万8,000件で、ほぼ平均して2万6,000件のアクセスがございますが、総アクセスの件数でいいますと、統計を取り始めて、去年の半年の月平均が約21万アクセス件数、ページ数の提供がありました。最近では、1月、2月それぞれ31万アクセスのページ数の提供になっております。

その中で、委員からのお話がありました新駅の開業についてのお知らせページにつきましても、開業直前に公開したものでございますが、1日800件を超えるアクセスになりました。

これは、例えば各月のページアクセス状況を公開しておりますが、大体、トップ20を公開しております。最近でしたら、2,000件になるんですが、その半分に及ぼうとする件数が、1日であったということに関しまして、改めて情報発信への期待の大きさというものを肌で感じておるところでございます。

また、最近の担当課の更新状況に関しましては、例えば、市民ハイキング、今、ページのお知らせに出ております。以前でしたら、日程のお知らせだけだった部分が、以前の写真を入れて、参加しやすい情報を伝えようとする思いが感じられるページに変わってきているのかなと見ております。

また、あわせまして、全体のページの管理といたしましては、情報が集まるように、保健センター、福祉事業団、文化ホールの情報発信も担えるようにいたしましたところで、他のホームページ、インターネットを通じたサービスを運用している部分もありますので、それらともリンクをしながら、利用しやすい、市のポータルサイトを目指していきたいというのが、今の現状でございます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、計画的な人材育成、資格取得について、どのように考えているかとのご質問にお答えをいたします。

まず、退職者の補充といたしましては、再任用職員の予定も考慮しながら、新規採用による補充をお願いしているところでございます。

また、先ほどの大型自動車免許以外にも、消防の業務遂行上に必要な多くの資格がございますが、これにつきましても、財政状況もございますが、できるだけ退職者の補充ができるよう、計画的に派遣するものでございます。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私から選挙管理委員会に関しましてご質問にご答弁させていただきます。

参議院議員通常選挙におきます真砂土等につきまして、今までの執行状況について、いかがであったかという1点目のご質問については、私が選挙管理委員会に來まして6年ほどたつんですけれども、その間の選挙の間には、執行がございませんでした。

この分につきましては、雨とか、そういうふうなときに、投票場等でぬかるみがあった場合に、土を補充しまして動線を確保させていただくとか、そういうふうなときに使わせてもらうというふうな考えて、予算の方にあげさせていただいているところでございます。そのほかにも、これは土というふうに書いておりますけれども、節では、原材料費となっております。ほかにはベニヤ板であるとか、そのような分につきましても、もし必要であれば、緊急時になるんですけれども、そういうようなのを購入する予定で計上しているところでございます。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 消防団活動の将来ということでご質問をいただきました。ご答弁させていただきます。

消防団につきましては、本日現在で、基本団員が336名、機能別団員が42名、合計378名で活動をいただいております。さきの市議会では、この機能別団員につきまして、条例改正等ご審議賜りまして、現在の活動状況となっているところでございます。

消防団活動の将来的な展望というご質問でございます。

ちょうど平成20年3月に、摂津市消防団活性化総合計画というものが、これは地元の分団長さん及び我々中堅の消防職員からの提言等を踏まえまして、消防団本部において策定をされております。

その中で少し紹介させていただきますと、目指すべき消防団の将来像としては、全消防団員が消防団員としての高い目的意識を持ち、地域に根づき、市民に信頼される活力あふれる防災エキスパート組織集団であるということで、基本構想に定められております。

施策の大綱といたしまして3つございますが、消防団員の確保でありますとか、教養訓練につきましては消防団人づくり計画。消防団の機械器具、装備の充実に関しましての消防団ものづくり計画。それと、消防団組織の確立及び地域等との連携ということで、消防団ことづくり計画という、この3つの大綱を立てられております。

特に、委員ご指摘のありました消防団の人の問題につきましては、消防団人づくり計画の中で、若い積極的な団員を確保するでありますとか、全市域を包含して、消防団員の入団を促進するという内容でありますとか、ご質問ありました女

性消防団員の入団を検討するというような中身も、記載をされております。この中で、女性消防団の入団についてであります。現在のところ、特に団本部に、例えば女性分団を置くでありますとか、団本部の女性部をつくるというような、新しい組織を考えるのではなく、従来からございます地域の分団、これは地域のコミュニティーを主体とした組織になりますけれども、その地域の分団における女性採用というような、自然な形で女性採用について、検討されているという、消防団組織において考えられてるというふうに認識をいたしております。

○野口博委員長 納家参事。

○納家警備第2課参事 位置情報通知システムにおけるIP電話と携帯電話の精度についての問いにお答えいたします。

IP電話の場合は、契約者情報であります住所と名前が確認できます。

次に、第3世代の携帯電話の精度としては、数十メートルから数百メートルであり、より精度の高いGPS携帯電話の精度は、数メートルから数十メートルといわれております。

また、携帯電話で十分に確認できない場合は、119番通報に際して、これまでどおり、口頭で住所等通報位置や、目印となる目標物を聞き取っております。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 本市におけます消防ヘリコプターの活動でございますが、消防出初め式をはじめ、火災予防運動等などでの上空からの広報活動を行い、また、各種防災演習での本市消防との合同訓練などを検討してまいります。

また、最近では、平成21年7月に発生しました淀川の水難救助事案において、要請を行い、職員1名を消防ヘリコプターに搭乗して、上空から検索活動を行って

おります。

また、大火災時等では、消防ヘリコプターに本市消防職員が塔乗して、上空から現場の指揮をとることも可能で、また、ヘリテレが搭載されておりますので、携帯受信機を装備するか、また、借用することにより、上空から撮影した映像を見て、現場の指揮に当たることも可能でございます。

今後につきましても、消防ヘリコプターの活動が有効であると判断した場合には、消防ヘリコプターを要請するなど、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 それでは、住宅用火災警報器の設置に関する啓発活動、並びに設置状況についてご答弁させていただきます。

平成16年の消防法の改正により、一般住宅や自動火災報知設備が設置されていない共同住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、設置率100%を目指して、市ホームページ、市広報紙への掲載、のぼり旗の掲出、小学校区自主防災訓練等の各種行事におきまして、啓発活動を実施いたしておりますが、依然として設置率が低い状況にあります。

平成23年5月31日の設置期限が迫る中、平成22年度におきましては、新たな取り組みといたしまして、市役所玄関ロビーをはじめ、多数の市民の皆様が出入りする場所におきまして、職員が住宅用火災警報器の設置、購入方法について、相談並びに説明を実施することなどを計画し、設置率100%を達成を目指してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いろいろとお答えいただきまして、理解をいたしました。

まず、創造的人材育成事業に関してありますが、各職員に求められるものかわり、またその変化に柔軟に対応していかなければならないと。そのために、研修制度をさまざまに検討、拡充していく必要があるというふうなお答えであったかと思えます。

現在、いろいろなところでの議論とかをお伺いしておりますと、組織、職階というんですか、役職等をスリム化していくというような話があるというふうなこともお伺いしております。であるなら、やはり役職一つ一つについても、これまで以上に、人に対する責任が強くなるのかかってくるかということになります。

現在、行革の中で降任等も検討があるが、しかし、10年未満の係長、管理職への登用があるかと思えば、ベテランであっても通常の職員であるというケースもあるというふうな記載もありました。これは、決して行政に限った話ではございませんで、かつて在職しておりました民間企業でも、また私の友人の勤めております企業でも、管理職への任用を好まないという世代がふえておるというふうな話でございます。であったとしても、やはり組織として、一定の部門と、そこを担当する管理職は必要でありますので、そういった将来的な観点から、より責任が強くなるという状況も踏まえながら、人材育成に臨んでいただく必要があります。

これは、後ほど消防の方でもお話をさせていただきたいと思っておりますので、そちらでも改めてお伺いをさせていただきますが、ここでは、今後も引き続いてのさまざまな観点からの研修制度、またフォロー、研修で得た知識のアウトプット等の場の提供等を考えていただきたいというふうなことを、ここでは要望を申

し上げておきます。

次に、子ども手当についてであります。財源については、水道の分以外は、こちらで計上したということでございましたが、この概要の方で拝見しますと、国府支出金の方では、ゼロになっておるんですね。記載の違いというだけの、ただの理由かもしれないんですけども、こちらと一般会計の予算書との間で、違いがあるんですが、こちらの方もやはり、これまでの児童手当の流れをくんでいるというふうな理解もできるんですが、その内容について、もう少し詳しいご説明があればお願いをいたしたいと思います。

土地開発公社の補給金については、その方向性、ご答弁いただきまして理解をいたしました。土地の売却と活用も含めて、しっかりとご検討をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、クラウドシステムの話です。非常に、いろいろと情報収集をしていただいております。非常に心強いなと思っております。本市が長崎県のサービスを利用することもできるというふうなお話でありました。

最近、ハイチの地震からチリ沖の大地震、また、トルコでも地震がありました。つい先日は、日本近海でも、沖縄等で地震が頻発しております。コンピューターシステム等にあっては、やはりこうした自然災害が非常に脅威になってきます。

そういったときに、近畿にとどまらず、はるかかなたのシステムが、予備的な機能を果たしてくれるというふうなことは、非常に心強い面もありますので、これはもう、情報政策課の方を、もちろん中心にはしていただきながら、ほかの、例えば市民税課でありますとか、部署は違いますが、保健福祉系の部署であるとか、

そういった部署の皆さんにおきまして、一定程度の情報収集をしていただきたいというふうに思いますので、これも要望としてお願いをいたします。これは副市長にもお願いをいたします。

16ページ、ホームページに関してですが、非常に、いろいろと数字を分析していただいております。実際、こうして数字が出てきますと、いかに変化が起きているのかということがよくわかって、心強く思います。

関係各課との連携も図っていくというふうな話であります。実際、このホームページを運用していくに当たっては、従前からいろいろとお話ありますが、非常に面倒くさい面ももちろんございます。

しかし、本会議等でのご答弁にもありますように、情報を提供して、市民の皆様、やはり行政との一体感であるとか、摂津市というまちとの一体感を強く持っていただくためにも、こうした情報発信のツールを積極的に活用していただくことは非常に重要であります。

ホームページにつきましては、既に各課との連携等について、方向性も示していただきましたので、これを積極的に推進していただきたいというようなことをお願いするんですが、ひとつ携帯電話も、今、サイトを運営しておられます。普通のパソコンで拝見するホームページであれば、非常にたくさんの情報が、すぐにアップされてくるんですけども、携帯電話になってくると、やはり性質上な面もあるんですが、どうしても情報量に非常に格差が出てきてしまいます。

また、即時性という面からしますと、先ほど、村上委員との質疑応答にもありました紙との関係も、またひとつ課題となってきます。この点について、どのようにお考えか、現在の認識をお伺いいた

します。

続きまして、集会所についてであります。しばらくは維持管理に努め、その中で稼働状況等も把握し、またその後の配置計画を整えていくというふうなお答えでありました。

当然に、これは私の在住の地域でもそうですが、各自治会等で、それまでの清掃、また管理してこられた経緯がありますので、ここの場で一概にどうこうという結論をつけてはなりません。ですが、施設の老朽化、又はその法律的な改正の補修等の必要性については、なかなか厳しい面もあろうかと思えます。その点も踏まえながら、自治会の皆さんと連携を図って、効率的な集会所運営をしていただきたいと。

やはり、人によっては、もうこの集会所とこの集会所をくっつけたらええやんかとか、そういう議論も、最近、チラホラと聞こえてまいりますので、そういった背景も踏まえつつ、今後の検討をお願いいたします。

次に、光熱水費であります。先ほどのご答弁によりますと、やはり増加するのはほぼ避けられないであろうということでした。

地球温暖化対策というこの一つの目標というのは、実際、国民負担としては増加するであろうということが、ほぼ間違いないと言われております。これについては、いろいろな意見があるんですけども、今、だからと言って、もうそれはうちは抜けますというようなことは言ってはなりませんし、そうなる方向でもないと思えます。

であれば、現在の節約の意識ですか、これをさらに発展していただいて、一昔前なお話になろうかと思えますが、それこそ鉛筆1本、紙1枚の単位で節約をし

ていくんだと。私自身も鉛筆をしばらく、20年ぐらいですか、もう使っておりませんので、こういった議論を、私がいうのも非常に僭越ではあるんですけども、やはりその節約という意識を一層強く持っていていただいて、各種の経費節減に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、コミュニティセンターの方向性についてであります。コミュニティプラザとコミュニティセンターとの方向性についてと。また、そのコミュニティセンター自体の場所等についての考え方、いろいろとご答弁をいただきました。

実際、これも同じように、即断即決という事案ではございませんので、いろんな社会状況や各施設の状況等を踏まえながら、また関係各課、あるいは市民の方々、市民団体の方々としっかりとお話をされて、適切な時期に決断をしていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、女性プランのアンケートについてであります。サンプル数をふやして、さらにクロス集計等、いろいろと調査をしていくというふうなお答えでありました。その姿勢については、非常に重要であるというふうに思いますので、評価はいたします。

しかし、その中で、先ほど申しましたように、偏った感覚になってはいけないというのを申し上げたいと思います。といいますのは、現在、国会の方では夫婦別姓等の議論が行われております。この政策については、先日、歌舞伎俳優の市川海老蔵さんとキャスターの小林麻央さんの結婚の報告の会見がありまして、そのときに、小林麻央さんがどのように申し上げたかということ、「堀越麻央になりました」と。それは、市川海老蔵さんの本名らしいんですが、そのような表現を

しておられたんです。

そういった感覚をお持ちの方もいると。それが、すべてではないですが、そうした点と、もう一つの点とを公平に見ながら、どうしたことが国民世論の平等に対する意識の涵養につながっていくのか、そうした背景をしっかりと見きわめながら、こうしたアンケート等の施策を通じ、男女平等社会の実現をしていっていただきたいと思います。

このアンケートは、一つの施策でありますけれども、その先にあるものは、決して一つではなく、今後の摂津市と、そして大阪府と、あるいは日本全体の施策にもかかわってくる重要なものであると認識をしておりますので、その意識を持って、公平な見地から施策の展開をお願いいたします。

続きまして、地方自治情報センターにおけます仕分けとの関連性についてのお話でございます。この負担金と、もう一つ仕分け対象に挙げられていたものがあるというお答えでありました。その結果いかんによっては、負担金の額に変動も起こり得るといふような内容でありました。

それがどのような額の多寡になるかわかりませんし、この課長のご答弁にもございましたように、内容自体は非常に、これからの電子自治体の推進に向けて必要不可欠なものであるもので、なくなりはないと思いますが、これが従前から申しておりますように、摂津市にとって、どのような効果を生んでいくのかという点から、本市としての思いであるとか、方向性について、機会をとらえて発言をしていただきたいというふうに思っております。この点、よろしく申し上げます。

次に、人権啓発の要望についてであります。その年度の内容について、取りま

とめて報告をあげているというふうなお答えでありました。これもやはり、先ほどのお話ではありませんが、いわゆる惰性で、前もやっているから今回もこれでいくというような発想ではなくて、本当に今、必要とされているのは何なのかというのを把握しながら、施策の事務事業の活用に努めていただきたいというふうなことをお願い申し上げます。

次に、市民税課について、地方税の2項目についてのご説明をいただきました。いずれも今後の地方税の電子化について、必要なものであるというふうに理解をいたします。

しかし、今回、この項目がふえましたように、今後、電子化に当たって、さらに項目がふえていくというような可能性も考えられてきますので、この負担金、4項目、今回ありますけれども、その一つ一つの性質をしっかりととらえて、各協議会等、また発言の機会があるときに、統合等、また費用の面について議論していただきたいと。これはもう要望としてお願いを申し上げます。

次に、職員提案の市長メッセージの採用についてであります。平成21年度の通知書から同封しておるといふお答えでございました。やはり、これは民間企業におりましたときも同じでしたが、こうした採用事業があつて、提案を募集して、それが採択されたと。であれば、そんなに遅くない時期に実行に移していただけるんだと、採用された側は思います。

もちろん、費用の面とか、いろいろな課題があつて、先延ばしになるケースももちろんあるとは思いますが、そうしたときに、どう対応するか。今回は、スムーズに対応していただいておりますので、採用された側にしても非常に安心して、その後の提案もできようか

と思います。

これは、ひとつの市民税課の事業ではありましたが、恐らくほかの、各課の皆さんのところにおいても、いろいろな提案等はあるかと思いますが、その内容について、私が決める立場ではありませんので、これといったものは申し上げませんが、決してその内容、その提案について、それから以降、萎縮を招くようなことにはならないように、強く、これはもうお願いを、配慮をいただくようお願いをいたします。

次に、選挙管理委員会ご所管の真砂土等の内訳でございましたが、6年ほどは執行がないということでした。項目としては、真砂土と書いておりますが、ベニヤ板等も含まれると。感覚としては、災害対策の予備費のようなものととらえたらいいのかなというふうに思っております。

実際に、最近の異常気象を考えると、何が起こるかわからないので、こうした項目が必要な点も理解をいたします。また、こちら選挙という、非常に重要な事業の中のひとつの項目でありますので、以前も各選挙の委託について、連続した年度で2つの項目をつなげることはできないか等について、お伺いをしたこともありますが、日々、投票率の向上、あるいは利便性の向上、また費用の低減に資するような施策展開を引き続きお願いをいたします。

98ページの消防本部総務課の育成方針についてであります。新規採用と、また各種資格についても、計画的に行っているというふうにお答えをいただきました。

これは、先に創造的人材育成事業に絡んでもお話をいたしました。最近の職員ピラミッドとでもいいでしょうか、年

齢構成のアンバランスを見ますと、やはり、非常に喫緊の課題としてとらえていかなければならないというふうなことが、根底にございます。

それは、特に消防という組織では、役職と職階、表現がうまく出てこないんですけれども。例えば、本市の消防長を務めることができるのは、消防司令長だけである。例えば、指揮隊の隊長を務めることができるのは、司令、あるいは司令補である、そういった意味で申し上げておるんですけれども。そういった点から、年齢ピラミッドと、また職階との関連性は、非常に注視して、人材を配置していかなければならないというふうに考える次第であります。

また、現在は広域化という議論もありますので、他市との、今申し上げたのは本市だけの話であります。広域化があるとすれば、それは他市との話もつながってきますので、本市の目指すべき方向性と、広域化したときの方向性はずれてくることも考えられます。

今、申し上げていて、非常にふくそうした表現になっておりますので、こうした内容で答弁をしてくださいますというのは難しいので、改めて、一言でまとめなおさせていただきますと、役職と年齢構成と、全体的な人員配置をしっかりと整えながら、任務に当たっていただきたいというふうな思いがあるというふうに申し上げ、これについては、要望とさせていただきますので、改めましてよろしくお願いをいたします。

続きまして、航空消防についてであります。先ほどご答弁にありました水難救助の事案で出動をしていただいたというふうな内容でありましたが、この事案については、私も承知をしております。やはり、お金を出しているからではなく、

活用すべきときにはしっかり活用していただくのが、こうした制度の本来の趣旨であろうと思いますので、さまざまな機会をとらえて、出初め式はもちろんですが、可能な限りで要請を出していただければなと思います。よろしくお願ひします。

火災警報器の設置についてであります。100%を目指して活動されておるといふことではありますけれども、しかし、現状はかんばしくないというようなご答弁でありました。

これは、間違いなくそうであろうと。といいますのは、私の周囲でも、設置をしている、したというご家庭が非常に少ないからであります。ここにおいて、やはりいろんな業者と言っていいんでしょうか、ということ、この平成23年5月末に向けて、いろんな方が、恐らく、これを一つの商売の機会ととらえて行動されることが予想されます。こうした点について、ひとつ、現在どのような取り組みをしておられるか。ホームページでのご案内は承知しておりますが、よろしくお答えをいただきたいと思ひます。

次に、情報通信事業で、位置情報の登録制についてであります。

IP電話でありましたら、もちろんその発信地の現場がわかると。携帯であれば、数十メートルから数百メートル。GPSであれば、数メートルから数十メートルの範囲であるということでございます。これは、本会議でも議論が若干ありましたけれども、感覚として、よくテレビで報道されるときに、携帯電話の発信電波によって、山の中のここにいたとか、というような報道がなされるというのが、恐らくこの携帯GPSの位置情報への期待につながっているんだと思ひます。

しかし、あれ自体は、確かに調べたら

わかるんでしょうけれども、今電話してすぐわかるようなもんでなくて、恐らく後日、書面等の照会でもって、はじめてわかるんであろうというように理解をしております。この私の理解が正しいのかどうか、わかりませんが、やはりそうした点を踏まえて、この運用と、あとは皆さんへのご理解をいただかないといけないと思っております。

やはり、これやったら、もうすぐ助かるんちゃうのとか、携帯を持ってたら、もうすぐそこに来てくれるのちゃうのというように理解が、今、恐らくあると思ひますので、私の先ほど申し上げた理解が合っているのかについて、ひとつご答弁をお願いいたしたいと思ひます。

次に、消防団の方向性についてであります。人づくり計画の中で、さまざまに、女性採用のお話であるとかも入っておるといふようなことございまして。

地域によっては、寝屋川もたしかそうであったと思ひますが、女性消防団員さんがいらっしゃるようになって、日々、熱心に活動、訓練等に参加していただけるようあります。実際、本市では、女性消防職員を採用しており、また非常に活躍をしておられると、以前のご答弁にもありました。それであるならば、やはりそうした全体的な視点から、こうした取り組みを続けていっていただきたいという思ひがあります。

しかし、これはもう、これもまた各消防分団さんによってお考えもあるでしょうし、装備品や施設等の面もあろうかと思ひます。また、同じく広域化と絡んで、非常にこの消防団という組織についても、まだまだこれ一つにとどまらない、たくさんの課題があることも承知しております。

しかし、その中で、一つ一つの課題を

見失うことなく議論を進め、今後の方向性を持っていていただきたいと要望いたします。

新型インフルエンザ対策についてであります。マスクや消毒薬の備蓄は十分にあり、また、啓発活動もされていると。そして、マニュアルももうすぐ完成を予定しているというお答えでございました。

やはり、のど元過ぎればというやつでございまして、もうほぼマスコミで取り上げられることはなくなりましたし、実際、マスクをしている人も減って、今、マスクをしておいたら、花粉症ですかと聞かれるのが常でございます。

しかし、先ほどのご答弁にもありましたように、鳥インフルエンザの変性という、非常に恐ろしい事態は、まだ残っております。また、この鳥インフルエンザに限らずとも、新しい感染症が発生するケースももちろん考えられます。そうした点も考慮しながら、いろいろな可能性を踏まえ、対策に当たっていただきたいと要望を申し上げておきます。

そして、全体的な財政の運営のお話であります。先ほど、経常経費95%、人件費97%であるとかのフレームと、また、行革の項目や、補助金等の整合性と。そして、政策経費とか補助金等の中身、また先送り等、いろいろな検討をされてでき上がっているとお答えをいただきました。私は以前、本会議、またそのほかの場においても、教育についての予算をしっかりと取ってほしいと申し上げたことがあります。この思いは、今でも決して消えたわけではございません。

私の会派の嶋野議員は、代表質問において、水道管の事業について触れておられました。これも一つの思いでありまして、計画的な改善、また整備等、そして将来世代への利益の関係性について、考

えねばならないと。また、同じ本会議の場で、カーブミラーの話も取り上げられておりました。そうしたところからいたしますと、この財政運営というものについては、非常に難しい面があると。ここにいらっしゃる皆さんそれぞれが、担当する部署に予算をつけてほしいという思いはお持ちでしょうし、また、私をはじめ、議員の皆さんも、いろんな思いをお持ちであろうかと思えます。

しかし、現在の景気状況、また本市の財政状況を考えますと、そのさまざまな要望にほとんど応えることができないというのも、また偽らざる現実であろうというふうに思います。私が一つ願いますのは、嶋野議員も申しておりましたが、将来に向けて、希望のあるまちづくり、財政規律は整いつつも、将来の摂津市が、グレーなイメージではなくて、明るい色のついた、そのような財政運営をしていただきたいと。これは1つの要望であります。

人材育成等も先ほど申し上げましたが、ここで1つ申し上げたからといって何かが大きく動いて、改善すればいいですが、そうはいきません。その中で次の管理職、これをどう育成していくか、管理職とはどうあるべきか、これから定年を迎える方が多くいらっしゃるという中で、その皆さんが今まで培ってこられた経験の中から次の世代に知識、技能、そういったものを残していただきたいと。これは人材育成についての要望であります。いろいろな観点から市政運営をお願いしたいというふうに申し上げて、2回目を終了いたします。

○野口博委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時 休憩)

(午後3時28分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

2回目の答弁求めます。石原参事。
○石原人事課参事 それでは、私の方から人事課に関するご質問に答弁させていただきます。

公務員の子ども手当につきましては、従前の児童手当と同様に、勤務先での支給となっております。認定及び支給事務を行っております。

予算に計上しております子ども手当4,024万円につきましては、その内訳につきましては、従前の児童手当相当額1,730万5,000円と支給要件である今回年齢拡大分などの子ども手当と従前の児童手当の差額分2,293万5,000円となっております。この2,293万5,000円につきましては、地方特例交付金で賄われると聞いております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、携帯電話のページにつきまして私の方からご説明申し上げます。

携帯を利用したページの配信についてでございますが、現在パソコン用のページ作成においては、各課でいろいろな工夫ができることを体感され、実践しております。携帯ページにつきましても、ホームページ作成時に携帯のページが同時につくられる仕組みでございますが、その機能が動いてない状態でございます。公開のタイトルも少ない状況です。

携帯の特性に配慮して画像などを省き、またテキストを中心に文字数にも制限がございます。より端的にお知らせする文章表現等も求められるのが今の携帯ページへの配信の状況でございます。それらにつきまして今後庁内のホームページ研修等を通じて、より積極的な利用が図られるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

○野口博委員長 納家参事。

○納家警備第2課参事 携帯電話の位置情報についての問いにお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、第3世代のGPSつき携帯電話の位置情報の精度は数メートルから数十メートルであり、誤差が生じます。GPSがついていない携帯電話につきましては、近くのアンテナに受信することでより誤差が生じ、誤差が広がります。ですから、常にピンポイントで表示されるわけではありません。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 住宅用火災警報器の訪問販売につきまして、ご答弁させていただきます。

平成23年5月31日の設置期限が迫る中、設置義務化に便乗した悪質な販売業者等の存在が消防本部間の情報交換等で報告されております。

本市におきましては、市ホームページ、広報紙、小学校区自主防災訓練等の設置啓発活動の折に、市民の皆様に対して注意を呼びかけております。また、電話、来署された市民の皆様のご購入等に関するお問い合わせにつきましては、摂津市防火安全協会等に加入している消防用設備業者の一覧表を配布いたしまして、見積もりあわせするなどして購入するよう指導させていただいております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれも理解いたしました。

1つ、先ほど私、財政のお話の中で摂津市というくだりでグレーという言葉を使いましたけれども、これは決して犯罪云々のグレーという意味ではなくて、要するに色合いを示すグレーという意味合いですので、その点ご理解をお願いいたします。

まず、子ども手当の財源についてです

けれども、児童手当のスライド分等の説明いただきまして、理解をいたしました。財源内容にこの概要と予算書等の話でしっかり分析すればわかっていた話かもしれないんですけども、こうした点で明らかにしていただいたことによって、より理解が深まったかと思えます。こちらは以上でございます。

次に、ホームページの件でございます。パソコン用の方のホームページについていろいろとご苦労いただいていることは、もうこのリニューアルする以前のホームページの段階から承知をしております。また、各課におきましても、またその他の関係の施設等におきましても、さまざまに日々の業務とともに、ご苦労なさっていることも理解し、またそれは評価をさせていただきたいと思えます。

携帯に関しましては、なかなかその特性が、今おっしゃったように画像を載せると重くなりますし、文章についてもあまり長い文章を載せてしまうとフックロードさせていかなければならなくて、非常に読むのが面倒くさいというのもありましょうし、その点はいろいろと、そうだよなと思いつつながら先ほどの答弁を拝聴しておりました。

実際、今、携帯電話の方でホームページの画像を見ることができるよう機能もふえてきております。これフルブラウザ機能、ご承知だと思えますけれども、これについてひょっとしたらミニノートパソコンみたいな感じで爆発的な普及が起こるかもしれませんので、それもいろいろと可能性を踏まえつつ、今後、JIS規格の改正があるというふうにお話も伺っております。それについても注意を払いながら、これは以前からお話しさせていただきましてのように、決して担当課だけの話ではなくて、摂津市職員全体、

お一人お一人が広報の発信の拠点であるという認識で取り組んでいただきたいと要望をいたします。

そして、火災警報器のお話です。既にもう消防本部間でいろいろな情報はやりとりされて、また注意喚起も行っておられるということでございました。今後ますますこうした事例はふえてこようかと思えますし、その案内する商品が正規のものであって、値段的な面の違いだけであれば、それが果たして不適切なのかどうかという評価が難しい点もあろうかと思えますので、その点にも注意をしながら、市民をはじめとする皆様への啓発活動に取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

I P電話、携帯電話GPSの位置情報通知システムであります。お答えによりますと、先ほど私が認識しておる内容で、ほぼあっているかということでございました。

やはり、先ほども申し上げましたように、皆さんの印象としては場所がすごく特定されるというのが今まで私がお伺いした人たちからの反応です。ですので、やはりより精度の高い詳しい位置がわかるような仕組みづくりに取り組んでいただきたいと。これはひょっとしたらもう消防本部に限らず、例えば総務防災、いわゆる自主防災組織であるとか、あるいは民生委員さん等の所管になるかもしれません。

1つ私も携帯電話等の番号を登録したらいいんじゃないかというような思いもあつたんですが、よくよく考えたら番号登録してもその番号の携帯電話を特定しても、それが数十メートルから数百メートルの誤差があるのであれば、意味はないというふうに思えますし、またこのシステム自体がやはりI Pなり携帯電話な

りを持っていない人は対象でないので、じゃあそれはどうするんだというような関連性も出てきます。

そういった点から消防本部をはじめとして、関係各課と密に連携をとっていたきながら、先日はグループホームですかね、火災があって多くの方がお亡くなりになりました。ああした悲劇が起らないように、関係皆さんそれぞれのできる施策を展開していただきたいというふうに、これは要望として申し上げます。

それで、先ほど2点質問を漏らしておりました、今改めてお伺いをさせていただきたいと存じます。

1つは、26ページの人権推進課ご所管の平和イベント開催事業であります。

これ、以前にお話をさせていただいたときに、広島と長崎交互に派遣するというお答えをいただいたと記憶しております。その後どのような経過をたどっているかについてお伺いいたします。

そしてもう一点、以前、市の広報であったかと思うんですが、本市の森山市長が平和市長会議へ参加をされたかというのを拝見した記憶があります。これについてどのような取り組みを行われるのか、お伺いいたします。

○野口博委員長 林参事。

○林人権推進課参事 平和イベント開催事業の広島・長崎の市民派遣についてですが、昨年の予算の委員会で長崎はどうだということでご質問いただきまして、昨年については長崎の方に原爆被害者協議会の会長に市民の代表として長崎の方に行っていたいております。来年度に関しましては、広島の方に派遣したいと思っております。今後も隔年で長崎・広島という形で派遣を続けていきたいと考えております。

それからもう一点、平和市長会議につ

いてですが、平和市長会議については、昨年摂津市が加盟したんですが、大阪府下では9番目ですね。もう一市ふえて10団体になってるかと思うんですが、世界的な規模で市町村、地域、1,300ぐらいの団体が加盟している団体になっております。

活動の内容につきましては、昨年の広島・長崎議定書の趣旨にのっとりまして、核兵器廃絶に向けて国内外で活動していくというような内容になっております。それともう一点は、広島・長崎のオリンピックの誘致活動についても応援するというので、大阪府、大阪市と同じような形で昨年、ぜひとも開催してほしいという形で市長名でメッセージを出しております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 2点、理解いたしました。

平和イベントにつきまして、実際に長崎に行っていたかということですので、これは評価といいますか、感謝をいたしたいと思います。これについて、やはりこれまで広島へ行かれてた、ずっと行かれていたということと、やはり今回長崎に行かれたということで、参加者の方が得られたものが違ってこようかと思うんですね。

やはりそういった点をしっかりと受けとめて、今後、今のお答えでは長崎・広島、隔年で、交代でというお話でしたけれども、将来的に同時に長崎と広島に行っていくという可能性も踏まえながら、この事業の成果を1年1年しっかりと把握していただきたいというふうに要望申し上げます。

次に、平和市長会議ですけれども、大阪では9番目ということで既にもう8市

が参加されていたということですね。内容としては核兵器廃絶とオリンピックの誘致を努力していくと。オリンピックにつきましては、I O Cの方が若干難しいのではないかなというふうなお答えでしたが、それであれば広島が単独開催して、長崎がそれを支援するというふうなお話であったのかなというふうに記憶しております。実際にオバマ大統領でしたか、核廃絶はチェコで演説をされて、あれがノーベル平和賞の受賞の契機になりましたし、つい先日も核の役割を低減させていくというふうなお話もされていたと記憶しております。

本市も非核平和都市宣言をしておりますし、また大阪のほかの8市と連携といいますか、情報交換等を取りながら平和について、この平和というものはよく言われますけれども、ただぼーとしていて来るものではありません。今紛争が起こってる地域、例えばイラクもそうですが、その地域の人々の努力でまず和平が起こって、そこから平和が実行されてくるというふうに私は認識しております。だからこそ、現在のイラクにおいては、選挙に際してアフガンでも選挙に際して非常にテロ行為が多発しておりますけれども、その平和に向けて国民が一丸となって努力をしていると。

我が国は、第2次世界大戦以降、戦争というものに巻き込まれたことがありません。したがって、戦争と平和というこのすみ分けはそれ以降の人間にとって、私はできないと思っています。既に平和である日本の中において考える平和と、ああした紛争地帯にあって考える平和と、それは全く違ってくると思います。ですので、我々の認識で向こうへ何かを手伝いにいって、平和を勝ち取るために手伝いにきましたといったところで、どのよ

うな印象を持たれるかはわかりません。しかし、日本として取り組むならば、それはまた、全く違った結果になるかと思えます。この平和市長会議が1つのそうした大きな運動の契機になればと思います。

そして、質問は以上で終了になるんですが、人材育成について1つだけ要望といいますか、思いをお話させていただきたいと思えます。

私は今現在31歳で、ここにいらっしゃるほとんどの方全員ですかね、全員と比べても年下です。そんな若造がいうことにどれほどの説得力があるかは正直自信はありませんが、今後、摂津市あるいはそのほかにお住まいの皆様であっても、その下の世代が皆さんを支えていくと、これは紛れもない未来の現実であります。その育成について優しく育てるのがいいのか、厳しく育てるのがいいのか、そのどちらかだけであってはいけないと私は思っています。

以前、消防本部へのお話として規律を守るべしというふうな要望をしたことがあります。それはやはり部署として、規律が重んじられる部署という意味もありますが、しかし社会人として、また、これからの世代として守るところは守ってほしいという思いがあったからであります。それは今も、またほかの部署の方々へ向けても意識は同じです。

消防本部にあっては、例えば朝の引き継ぎで新しく入ってくる人々に摂津の消防はこんな朝からしっかりとした業務に取り組んでいるんだと、ある意味で震え上がらせるような背中を見せていただきたい。

そして、職員の方々であっても、この方の下で働く以上、なまはんな取り組み方ではいけないという心意気を導くよ

うな背中を見せていただきたいと。本日ここにおいでの方にも定年をお迎えになる方がいらっしゃると思います。そうした皆さんの思いを受け継いで、次の世代を育成していただきたいということを切にお願い申し上げ、終了いたします。

○野口博委員長 三宅委員の質問は終わりました。

森内委員。

○森内一歳委員 順次質問していきます。

まず、税金の市民税のところからお聞きしていきますけれども、今回、今年度の予算ということで、個人市民税、そして法人市民税というのは減額予算なんですけれども、昨年度に比べてかなりの減額予算ということで、個人市民税にしても、均等割の方がどれくらいおられるのか、それから算定基準ですね。どういうふうな形で今回の予算を組まれたのか。特に法人税に関しては、こういうご時勢ですから、均等割の法人がたくさんあると思います。そういう面でどれくらいの割合を見られたのか。また、こういうことを言っただけですけれども、かなり法人というか、会社が廃業せざるを得ないというようなところも見込んでされたと思うんですけれども、これの算定の基準ですね。厳しく見積もられたのか、その辺のところお聞かせいただけたらと思います。

それから、固定資産税はかなりの増額を見込んでおられます。特に南千里丘の開発による大幅な固定資産税の増額というのを見込んでおられると思うんですけれども、それ以外に新築というか、この経済状況の中で新築等、どれくらい見られるのか、その辺のところのプラス要因をお聞かせいただけたらと思います。

それと、固定資産税は月1日を基準と

して課税をされるわけですがけれども、例えば公共用地に提供して減免申請等があった場合には、例えばきょうづけで、3月にとということになれば、きょうからの固定資産税を徴収されるのか、いわゆる来年1月1日を基準として徴収されるのか。

それと、もう一つは、固定資産税の減免申請をするに当たって、市がいろいろな状況の中で減免の申請手続を教えたあげなかったということで、納税者が遡及扱いで返してくれと言われた場合に、どういう措置ができるのか、例えば税金を払わなかったら、遡及扱いで追徴金もつけて、延滞金とかいろいろ遡及が例えば国税であれば3年、5年、7年、それから重加算税も含めてもっとさかのぼることもできるということなんですけれども、税金については返ってこないというのが特例、通説なんですけれども、市の過ちではないけれども、そういうふうな例えば親切度が足らなかったということで、ずっと固定資産税を掛けておられる方に対して、厳密にいきますと、水路敷きそれから道路に係る分ですね。ですから、公共に係る固定資産に対して課税をしてきたと、そういう部分に対してどういうふうな措置がとれるのかということ、お聞かせいただけたらと思います。

それと28ページですけれども、特別交付金ですね。これは以前から特交を何とかもらえないかということで、19年度には1億円、それから20年度、21年度、6,400万円あったんですけれども、ことはゼロということで、ゼロベースの予算審議はやってはいかんですけれども、しかし、これを何とかもらえるような形に数字のマジックと今まで言われましたけれども、これだけ税収がいいということで、それ以上にやっぱり摂津の場合は使い過ぎてきたということ

で、交付金はもらえないということなんですけれども、その辺のところのシステムを一度教えていただけたらなと思います。

それと、地方交付税ですね。これが今年度1億5,350万円プラスということなんですけれども、これの要因も1つ教えていただけたらなと思います。

それから、同じく66ページですか、一般管理費の中で給与があります。先ほども論議がありましたけれども、職員給与に関して、これ先ほども言われましたけれども、660人体制という形でこれからやっていくと。その中で正職員が少なくなっていく、その分を臨時職員、それから非常勤職員という形で補っていかなければならないと、これは必然的だと思うんですけれども、その必要性というか、割合をどこまで見ておられるのか、その辺のところ一遍お聞かせいただきたいと思います。

それと、再任用の限度、どの辺までを再任用、今国からいろいろと指導が来ると思うんですけれども、それから全部再任用として任用してないというのは現状ですけれども、今後やはり職員が少なくなってくれば再任用もふやしていかなければならないでしょうし、その辺のところの再任用の任用基準ですね、この辺のところお聞かせいただけたらなと思います。

それから73ページ、文書広報費なんですけれども、広報板の更新についてです。前回の決算時にも質問させていただきましたけれども、これ予算がないからということですとずっとほっておられるんですけれども、やはり地域によっての格差がかなりあるんですね。あの地域はきれいな広報板があるけれども、ここはもうずっとそのままだと、もう一度見直して、

更新の計画はどういうふうにされておられるか。

それと、広報紙の配布なんですけれども、現状どういうふうな形かと申しますのは、私の方にいろいろ文化住宅を持っておられるとかいう方が、いつも市の広報紙が空き室に入ってるんですわと。それを取ってくるのが大変ですわと、新聞も入ってるのになぜそこへ入れるんですか。とらずに置いておられたところというようなことがあります。これ委託なんですからね、枚数があればそれだけ配らんらんとということでやっておられると思うんですけれども、その辺の現状をお知らせいただけたらなと思います。

それから、これは庁舎管理も含めてなんですけれども、当直嘱託員の報酬があります。いわばこの5時15分以降の当直員さんといいますか、やっていただいているんですけれども、この方の電話受け付け等のマニュアル、これはどういうふうになっているか。非常に苦情が多いというのは、私の方でも電話したら、どこへ、いつつながるのかわからんとかね。担当がいてますやろか、いてないですやろかという話も聞きますので、待ってくださいよとずっとほったらかしというのもあるんで、何とかきちっと対応できるような体制はとれんのかなということですから、ひとつその状況をお聞かせいただけたらなと思います。

それと、75ページに旧の三宅小学校、それから味舌小学校ですね。耐震もこの以前、前の代表質問にもありましたけれども、今後の利用計画ですね、一応避難場所になっております。そういう避難場所として適当なのかどうなのかということ非常に問題があると思うんですね。やはり今後はきちっとした利用計画の方向性を立てておかないと、耐震はやるわ、

すぐ売却せんならんというような話はまだありますからね、そういうところ。特別に三宅小学校の跡地なんかは、地元要望でいろいろな使い方、こういうふうにやってほしいとかある。その辺のところを踏まえてどういうふうを考えておられるのか、一遍お聞かせいただけたらなと思います。

それと、ハザードマップもあるんですけども、この辺は非常に難しいと思いますけれども、いざ災害となったときに、前回もいいましたけれども、淀川等決壊すれば、ほとんどの小学校とか公民館の災害避難場所というのは、ほとんど使い物にならんというのが摂津の現状なんです。この辺のところの避難経路、例えば何メートルからこういうふうな形で水害になればどこへ行くとかいうようなマップも必要だと思うんですけども、職員の場合は摂津市職員の災害初動マニュアルという、こんなあるんだなということで、再認識したんですけれども。そういうふうな形で備えあれば憂いなしですから、そういうふうなところで災害時の避難についてはどういうふうな非常に難しいと思いますよ。今さら避難場所をかさ上げして建てかえるわけにもいきませんから、一番安全なところはどうか、震災のところはどうか、なぜこういうことをいうかという、このあいだのチリ沖の地震の津波が来るということで、あのときに避難掲示が出て、避難した人が10%も満たないと、7%弱ですか。そういう現状でありますから、私に別で別にどうということないやろ、私の家に限ってというようなそういうような安堵感が全部ありますのでね。その辺のところやっぱり啓発活動というものは必要かなと思います。

それから、あと消防の方をお聞きした

いと思いますけれども、常備消防費の中で夜間勤務手当ってあるんですけども、消防の夜間勤務の状況、消防は24時間体制ですから、昼の勤務はよくわかるんですけども、深夜等の勤務状況というのはどういうふうになってるか、一度お聞かせいただけたらなと思います。

それと、非常備消防費ですね。この中で161ページに消防ポンプ自動車の艀装工事ということで1,185万7,000円ですか、これの内訳ですね、どういうふうな艀装をされるのか、お聞かせいただけたらなと思います。これについては議案第10号の63ページに消防ポンプ自動車の艀装工事の費用が減額されております。これが1,445万円ですね。大きな額が、これは1台じゃないと思うんですけども、そういうふうな誤差ができてくるような艀装工事の、最初の見積もりはどうだったのか、なぜこういうふうな形で生まれてきたのかと。艀装しなかったのか、差額であるのか、その辺のところもお聞かせいただけたらなと思います。

それから、消防団の昼間の活動、前もいいましたけれども、昼間活動の人数が非常に少ないということで、機能別消防団という形で3社新しく加わっていただいて、消防力の強化になってるわけなんですけれども、これの出動の依頼というのは全市的だと思うんですけども、例えば2社は安威川以南、1社は安威川以北なんですけれども、その辺のところの出動要請についてどうなのか、その辺のところもお聞かせいただけたらなと思います。

それと、消防団員の定年はないと思うんですけども、消防団の幹部の方はもうかなりのお年の方もおられますけれども、一般の消防団の定年制をどういふ

うに消防本部として考えておられるのか。

例えば60歳以上の方で現役を引退されて、そして仕事も引退されて家におられるというような形の方をOB消防団員というような形で昼間の消防力強化に何とかできないか。これは公務災害等いろいろあるんですけども、消防団のOBに我々もよく話を聞くんですけども、私も鳥飼下ですと、機動分団と下分団と2つあるんですけども、昼間でしたら消防車で消防活動しようと思ったら、最低4人は要るんですね。その人数が集まらないというのがお昼の現状なんですよ。

ですから、よかったら私も行きますよというような消防団のOBもおられます。しかし、公務災害等いろいろあるんで、もし何かあったときにはということ断らなしょうがないという、そういう状況の中で、大規模火災が起きたときに、どういうふうな対応ということに、いろいろと考えますと、十数年前にこの鶴野のところで、大きな火災があって、もうそのときは、何か月間に何十件というような放火もありましたけれども、そういう場合にどういうふうに対処していくかということと考えますと、OB消防団というのも、今度、機能別消防団もできましたけれども、そういうところの協力体制もひとつ考えていただけたらなと思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事課に関係いたします2点のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、職員660名体制から見て、今後、今よりも臨職・非常勤がふえるという予想の中で、どの程度がその比率が限度であるのかというお問い合わせでございますが、現状をご説明いたしますと、平成21年4月1日現

在、定員管理上で正規職員が719名でございます。臨職・非常勤の方々は合計で368名、率にいたしますと、正規職員側が66.1%。臨職・非常勤側が33.9%となっております。

非常勤の方々におかれましては、保育園の朝夕パートであるとか、学童保育、学校現場の障害児の方の介助員等が数多く占めておられます。この方々につきましては、1日の勤務時間がお仕事の性格上、短いということで非常勤の対応としてさせていただいております。

近年、職員6割補充ということで庁内の中にも非常勤の方々が多数占められるようになってきました。我々といたしましては、各職場からの意見を聞きながら、今後現状、比率について詳細についてはまだ、基準については手持ちとしては持っておられないんですけども、今後、各職場からのヒアリングをして、その辺を対応していきたいというふうに考えております。

また、第4次行財政改革実施計画（案）の中にもご提示をさせていただいておりますけれども、私どもの職員定員管理上の中で大阪府下におきまして技能労務職、現業職員の比率が高くなっております。そういう状況でございますので、今後職員組合ともいろいろ協議を重ねながら、職種替え等の申し入れも行っていき、660名体制であっても庁内業務がスムーズに回るように行っていきたいというふうに考えております。

また、行財政改革実施計画（案）の中に同時に掲載をいたしておりますが、やはり民間でできる業務につきましては、民間委託を積極的に取り入れていきたいという考え方もございます。

このような行革全体を実施していきながら、職員660名体制を目指していき

たいというふうに考えております。

続きまして、再任用の考え方でございますけれども、現在、再任用を希望される職員につきまして人事課の方でヒアリングを行っております。また、あわせてその方が所属する所属長にもヒアリングを行い、その方が再任用に適しておられるかどうかを一定の評価をいたしまして、審査委員会というもの市の中で設けております。その審査委員会において委員各位にご議論いただき、最終再任用について合否を決定させていただいてることでございます。

なお、今後、年金制度、昭和で申しますと、昭和28年生まれ以降の方につきましては、2年に1歳ずつでございますが、年金が誕生日までゼロになる期間が発生することになります。今現在は定年と同時に約6割程度の年金をいただいておりますと把握しておりますが、数年後、平成26年4月1日以降につきましては、その年金がゼロの期間が少しずつ延びてくるといような状況にもございます。そうなりますと、今、国の考えでは、定年延長というような言葉も出てきております。その辺全体を見きわめながら、再任用の方々の活用、また新規採用の職員の抑制等、全体を考えていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から広報板の更新の関係と広報紙の配布につきましてご説明いたします。

まず、広報板の更新の関係でございますが、平成20年度末で広報板216基のうちの旧型という形で説明いたしております木枠の分が58基ある分は既にお示ししておりますが、そのうち21年度におきまして広報板建て替え5基が修繕できました。そのほか21年度において、

張り面の補修等13基の修繕を行いました、大体旧の広報板58基のうち一部取り外しておる分がございまして、約50基、まだ現在残っております。22年度予算におきまして、従前修繕料の予算を建て替え、それまでは5基見ておりました分を8基にふやしまして、予算的に21万8,000円をふやし、65万円を計上して、今後その旧の広報板の建て替えを優先的にできるように取り組んでまいりたいと考えております。

広報紙の配布につきましてですが、1日号の配布は、業者による委託配布をしております。その件で従前から配布漏れ等の対応につきまして、業者任せにするのではなく、配布漏れの対応につきましては、役所に必ず連絡が入ってきます。市民の皆さんから連絡が入ってきた際に、現地確認、広報職員も行っております。現地に行きましたら、その玄関の形態、ポストのあり場所、すべて写真も撮りながら確認をし、業者にも現地等の確認をさせながら、次の配布に、配布漏れしないような連絡体制を行っております。

逆に配布しないという形の申し込み等も一部いただいているケースもございます。なかなか空き家情報等につきまして判断しにくい面がありますが、一つ一つ対応していく中で必要な配布の形態をとっていきたくと考えております。

○野口博委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、総務防災課に係ります3件についてご答弁申し上げます。

まず、当直の嘱託員の電話受け付けについてのご質問だったと思います。以前この委員会でも同様のご質問をいただいたように記憶しております。その後嘱託員に対しても注意を促してまいりましたが、定時後から18時ぐらいまでの間、

市役所の業務が終わった後になりますけれども、電話交換の切りかえになりまして、当直の方に電話が切りかわるわけなんですけれども、18時ごろまで入電がたくさんございます。そういう関係でお電話いただいてもお待たせすることがたくさんあったり、多くなったりするということでご迷惑をおかけしたこともたくさんあるかと思えます。

ただ、電話対応の改善なんでございますが、前回でも指導はしてまいりましたのでございますが、改善が見られないというようなお話でございますので、新年度を契機に再度指導をしてまいりたいと考えております。

それから、味舌、三宅のスポーツセンターの体育館耐震化についてということのご質問があったかと思えます。ご存じのとおり、耐震化工事には多額の費用が要することになります。避難所に指定をしております施設を含めて公共施設の耐震化はいまだ完了しておりません。本市では、子どもたちの安全安心を最優先に子どもたちが多くの時間を過ごす義務教育施設を優先的に進めております。今年度末現在では、学校教育施設の6割近くは補強工事を終える予定でございます。新年度以降も順次、補強工事を進める予定ではございます。

味舌や三宅のスポーツセンターの体育館は昭和48年と昭和51年に建設されており、耐震工事は完了されてはおりません。避難所となります公民館、体育館につきましても、今後財政事情を踏まえた上ではありますが、取り組んでまいります。

しかし、公共施設の中には両体育館のほかにも昭和56年以前の建築物もございます。老朽化により緊急補修が必要な施設もございます。市民生活を維持して

いくために、公共施設の緊急補修、補強の必要性が高まっている施設を優先させなければならない場合もございます。地震はいつ起こるかわかりません。一刻も早く避難所を含め公共施設の耐震化を完了させなければなりません。今後とも財政事情を踏まえながら、市民生活の維持と安全安心のまちづくりのために努力してまいりたいと考えております。

次にハザードマップの避難経路の周知等々ということだったと思えますが、委員ご指摘のようにハザードマップ、18年に発行されて、安威川以南ほとんどの地区が水没するというような大きな案内をされております。それに基づきます避難勧告等の判断伝達マニュアルというものを平成22年度新年度に国や大阪府のガイドラインに沿ったもので作成準備に入る予定をしています。これらの防災計画は緊急性の高いものでありますし、早急に作成しなければならないものでありますけれども、専門業者に作成を依頼すればよいというものではなくて、地域住民に理解され、速やかに行動できる身近なマニュアルとならなければならないと考えております。そのために、新年度は自主防災会の皆様方に参加していただき、議論を重ねながら市民参加のマニュアルづくりをしてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 宮部次長。

○宮部総務部次長 財政課にかかわりまずご質問について答弁申し上げます。

まず、地方交付税制度でございますけれども、これはすべての地方公共団体が一定の水準の行政サービスを提供することができるよう、国税の一定割合を原資とし、税収が不足する地方公共団体に対して、国から不足分を交付する制度でございます。

それで、実際の算定におきましては地方交付税上、算定におきまして基準財政需要額、基準財政収入額、それぞれの団体に算定いたしまして、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合には、交付税の対象となります。これが普通交付税と呼んでおるものでございまして、本市の平成21年度の基準財政需要額は125億7,800万円、21年度の基準財政収入額は143億7,900万円ということで、現在も18億円の差が出ております。3年平均の財政力指数としては1.221ということで非常に高くなっております。そういったところで、普通交付税につきましては、本市は不交付ということになっております。

それで、ご質問ございましたけれども、予算書の28ページ、款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税として上げております、この地方交付税の中には、普通交付税とそれから特別交付税というのがございまして、国から交付されます地方交付税のうち、94%は普通交付税、それから残り6%につきましては、この普通交付税でカバー仕切れない災害などの特別な需要に対して交付されるというものでございまして、これは6%でございます。

それで、本市の場合、普通交付税が不交付となっておりますので、この予算に計上いたしておりますのは、説明欄にございますように、特別交付税2億2,600万円ということでございます。

それで、ここのご質問で特別交付税が1億5,350万円等となっている。これのご質問でございますけれども、地方交付税の代替財源といたしまして臨時財政対策債というのがございます。この財源を振りかえなくても普通交付税が不交付となるという団体にありましては、平

成18年の交付額に対して平成19年度はその4分の3、平成20年度は2分の1、平成21年度以降は4分の1とするという措置がございまして、平成19年度は前年度のほぼ4分の3に当たる2億2,600万円が交付されました。それで、平成20年度は1億4,500万円ということで2分の1になっております。

平成21年度は、この4分の1で7,250万円を予算計上いたしてございましたけれども、昨年3月に平成20年度の特別交付税につきましては、経済情勢の著しい変化に伴う交付団体の税収の減少傾向を踏まえて、このルールは適用しないという通知がありました。

そこで、実際に平成20年度は2億2,600万円が交付されております。それで、それ以降、変更の通知がございませんので、21年度の予算は7,250万円と上げておりますけれども、平成22年度につきましては、2億2,600万円ということで計上させていただきました関係で1億5,350万円の増となっているものでございます。

それから、28ページの款9、地方特例交付金、項、特別交付金、これはゼロで計上されているということでございまして、これは地方交付税とは異なりまして、地方特例交付金と申しますのは、税制改正やあるいは制度改正がございまして、補てんされずに自治体負担となる分につきましては、国から特例的に交付金をいただけるというような制度でございまして、今回におきますと、先ほど質疑ございました子ども手当、これが地方負担となった分が、この特例交付金としていただいております。これは26ページの地方特例交付金、目1、地方特例交付金の今年度1億8,700万円の中に入っております。それで、このゼロとなっ

ております特例交付金につきましては、平成18年度まで税源移譲の前でございますけれども、平成18年度まで恒久減税というのがございまして、恒久減税分につきましては、市町村負担となっておりますので、その分が交付されておりました。それで、19年度に廃止になったわけでございますけれども、一挙に交付金が減少するということの激変緩和措置として19年度から21年度まで交付されておまして、これが1年間6,400万円でございます。その制度が21年度に終了いたしましたので、この22年度予算におきましては前年度に比較して今年度はゼロということで、計上させていただいたものでございます。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 市民税課の個人市民税、法人市民税にかかわりますご質問につきまして算定基準はどうかということにつきましてご答弁を申し上げます。

個人市民税、法人市民税とも一昨年秋以降の景気後退によりまして、非常に厳しい状況になっております。今回も平成21年度の補正予算としまして、議案第10号で個人市民税で7,000万円、法人市民税で7億9,000万円の減額補正をお願いしているところでございます。

平成22年度の当初予算の見積もりでございますが、まず個人市民税の方からご説明を申し上げます。個人市民税につきましては、納税義務者全体の約8割を占めます給与所得者の給与収入につきまして残業の減少やボーナスの減少等が相当影響するものと、平成22年度は前年度と比べまして1.5%の減ということで見込んでおります。

前年度、当初は1%と見込んでいたところでございます。今年度は税制改革に

よります増減もなく、平成22年度決算調定見込み額につきましては、41億9,700万円としまして、徴収率につきましては、前年度並みの96%を見込んでおります。当初予算額につきましては、現年課税分40億2,900万円を計上させていただきました。

均等割と所得割の状況でございますが、前年度と比較しますと、率でご説明させていただきます。均等割につきましては、8.8%の減、所得割で7.1%の減となっております。あわせまして7.2%の調定額の減となっております。

続きまして、法人市民税でございます。法人市民税につきましても、22年度引き続き非常に厳しい状況が続くものと予測いたしまして、平成22年度の最終調定見込み額は21年度決算見込み額とほぼ同額を見込んでおります。徴収率につきましては、景気後退の影響が若干出てくるものと予測しまして、99.4%と見込んでおります。それによりまして平成22年度決算見込み額につきましては、現年課税分で15億3,200万円を計上させていただきました。

法人の均等割と法人税割の状況でございますが、均等割につきましては、前年度と比べまして7.4%の減、法人税割につきましては、38.6%の大幅減となっております。あわせまして34%の減となっております。

それから、会社の廃業はどうかというご質問でございました。手元に倒産の件数がございます。倒産の件数につきましては、平成19年度ぐらいまでは大体毎年10件以内ぐらいでとどまっておったところでございます。17年度で10件、18年度で5件、19年度で8件となっております。ところが、平成20年度は18件となりまして、倍増しておりま

す。

21年度、今現在まだ最終の数字は出ておられないんですけども、今現在5件となっております。倒産件数は減っておりますものの、まだまだこの厳しい状況が今年度影響してまいると予測しております。当初予算につきましては、非常に厳しい数字となっております。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、機能別消防分団の出動要件はというご質問にお答えいたします。

まず、時間帯でございますが、各事業所の就業時間内、いわゆる平日の9時から17時ごろでございます。これが委員ご指摘の消防力の弱る時間帯でございます。その間に発生いたしました大規模な火災が出動要件となります。その折に、団長の招集によりまして、指令室から出動の依頼をかけます。

それと、管轄区域でございますが、事業所の位置にかかわらず、三社とも市内全域を管轄していただきます。

○野口博委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 まず、22年度予算の増額と家屋の新築等をどのくらい見ているかというご質問ですが、22年度の現年課税分の固定資産税につきましては、土地については地価が再び下落傾向になったこと、家屋については新增築分による増、償却資産については景気の低迷による設備投資の手控え、それらを見込み、前年度当初予算に比べ1.8%増、1億5,300万円増の86億300万円の予算を計上いたしました。

この中で家屋につきましては、新增築分の増により、前年度に比べ5.3%、1億2,600万円の増、25億1,600万円を見込んでおります。新增築分の具体の数値としましては、まず棟数で

木造が270から206、マイナス24%、非木造が100から82、マイナス18%、床面積ベースでいきますと、木造が2万7,309平米から2万2,806平米、16.5%の減、非木造が4万9,284平米から5万2,678平米、6.9%の増となっております。

要は、その非木造家屋で大規模な建物で評価の高いものがあつたために、予算としては増額となっております。

2点目の、公共用地の減免あるいは非課税についてのご質問ですが、委員ご存じのとおり、賦課期日は毎年1月1日であります。賦課期日現在、公共の用に供されている資産については、地方税法348条の規定により、非課税となります。

また、賦課期日以降に非課税団体と売買契約を交わされ、3月31日までに所有権移転登記をされた場合は、全額減免、賦課期日以後に寄附された場合は、納期未到来分を減免いたします。

公共の用に供する道路や水路につきましては、地方税法の348条2項、第5号、6号により非課税となります。道路又は水路部分の分筆等がされ、独立した土地となっている場合は、すべて非課税として処理いたしますが、1つの土地の一部分だけを供しておられる場合は、納税者からの申請に基づき現場確認の上、非課税といたします。

税の還付につきましては、原則として地方税法の規定により、法定納付期限の翌日から起算して、5年分を還付いたしますが、市に著しい瑕疵がある場合は、過誤納還付金として最高20年まで還付をいたします。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 21年度の補正予算の工事請負費にあります消防ポンプ自動車の艀装に伴います減額補正1,44

5万円についてのご説明させていただきます。

これにつきましては、当初、NOx・PM法によりまして車両更新いたしました。

艤装の内容といたしましては、圧縮空気泡消火装置、また水槽を2,000から4,000リッターに、また水槽配管等をステンレスにするなどし、それからはしご、動力昇降装置等々つけまして、消火能力の向上ということで更新させていただきました。

21年度予算要求時におきまして、仕様書を作成いたしまして、当然4つの業者に同一内容での見積もりの提出をお願いいたしました。その際、出てきました金額に対しまして6,000何がしかの金額でしたので、減額に努めるというか、減額してもらえないかというようなことで要請したんですけれども、当時の経済状況、不況であるということではなかなか応じていただけなかったという中で予算をつけていただきましたのが、6,131万2,000円ということでありました。

そして、4月に入りまして、これは先ほど答弁ありましたように、補助金との兼ね合いで進んでおりまして、補助金の内定等がつかないというのがわかりまして、4月1日付で再度見積もり最終ということで、また見積もり要請いたしまして、再提出をしていただきました。それのときの金額が今度最終で4,846万円というのが一番安い金額でありました。もうその段階で1,400万円ほど下がっていったんですけれども、そういう中で執行して車両更新をさせていただきました。

見積もりのとり方どうなんだということでご指摘なんですけれども、今後にお

きましては同一車両というのは各消防もないんですけれども、他市の同じような車種の購入等々研究させていただきました、適正な価格にまた努めてまいりたいと、このように思っております。これはあくまで先ほどいいましたように入札差金で1,445万円が発生したということになります。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 それでは、消防団員の定年制とOB団員の活用につきましてご答弁させていただきます。

消防団員の定年制につきましては、現在、消防団本部においては特に定めておりませんが、過去には地元消防分団におきまして運用上、定年を定めておられたところもあったように聞き及んでおります。

平成21年の4月の数字になりますけれども、消防団員の平均年齢ということで43.17歳という数字が出ております。この数字からは消防団の高齢化問題は全く見えませんが、逆に委員ご指摘のように働き盛りの団員さんが、被雇用率も80%に近いということから、昼間の消防力の確保ということが課題となっております。

ご提案のOB団員の活用という問題でございますが、市内で昼間に発生いたしました火災で、消防団のOBの方々が活動していただいたという事例については、少なくないことは認識をさせていただきます。OB団員を活用するということは、その方たちが既に経験と知識、技術などを持っておられるというわけですから、非常にメリットがあるのではないかと思います。

OB団員が活動された場合の補償という問題でございますけれども、これは摂津市消防団員等公務災害補償条例によりまして、消火協力者という扱いによりま

して補償ができる仕組みとなっております。しかし、万が一このOB団員が、消防団の消防車両を運転されるということ、交通事故を起こされたということになれば、この場合はその損害補償は賠償できないようになってございます。

ちょうどこの1月に機能別分団制度を運用開始いたしましたところでございますが、今後このOB団員の活用も含め、さらなる昼間の消防力の確保という観点から、いろいろな研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 平成22年度消防ポンプ自動車艀装工事でございますが、この車両はNOx・PM法によります摂津市第三分団の消防ポンプ自動車更新車両でございます。

車種は3トンシャシで、特別艀装はありません消防ポンプ自動車でございます。摂津市第一分団、第二分団、第四分団、順次更新してまいりました。第三分団は最後の車両でございます。車両4台の艀装はほとんどかわりはありません。

○野口博委員長 熊野参事。

○熊野警備第1課参事 それでは、消防職員の夜間勤務の状況についてお答えいたします。消防は24時間常に交代で勤務しておりますが、夜間勤務手当については22時から5時までの7時間が対象となっております。

交代で勤務する通信指令員、救急隊員、当務司令と3出張所の受け付け勤務が対象でございます。夜間の休憩時間、仮眠時間等に出動した場合は、時間外勤務手当の対象となります。

○野口博委員長 森内委員。

○森内一歳委員 それでは、税金については非常に厳しい見込みをしていただいているということですが、これは個

人市民税の中で非常に均等割等、まだまだ甘いんじゃないかなと思います。

特に法人市民税においては、もっとシビアに考えていかなければならない。今年度予算は前年度より総額で一般会計だけでも2%の増ということで、しっかりと組んでいただいたんですけども、税金のこの伸び悩みからいくと、どうかなと思うんですけども、しかし、今後もう少しシビアに一步踏み込んで、しかしこれ、といっても、この税金を上げる方法というのは産業振興しかないんで、この場では、論議はできませんので、そういうところできちとした財政運営をしていただきたいということで、徴収率アップということで、今度、債権の回収の新たなこともできますので、そういう意味では、できるだけ税金のアップに努めていただきたいと思います。しっかりとやっていただきたいということでお願いをしておきます。

それと、固定資産税の増額というのは、かなりよくわかるんですが、南千里丘の開発による、586戸、この分が入っているかなと思うんです。今度まだ見込みがあるということで、約1,200戸ですかね、ぐらいのマンションが建設されるということなんで、約3億円ぐらいですかね。増収が見込めるということなんですけれども、これ3年ぐらいかかるかもしれないけれども、固定資産税の伸びに比べて市民税、個人市民税、それから法人市民税というのはかなり変動がありますので、その辺のところを比べれば固定資産税というのは非常に大事な財源であります。そのためにもやはり都市整備をきちっとやって、財源を上げていただく、摂津に引っ越してきてもらって、新しい家を建ててもらおうというようなところですね。頑張っていかなければならな

いと思うんですけれども。

それと、もう一つは、固定資産税の例えば航空写真等を撮って見直しをやるんですけれども、増改築についてのこの固定資産税の評価というのはどういうふうな形で、これは建築基準法で届けをすればわかるんですけれども、特に増築の場合、違法にされるというような部分がありますので、その辺のところの課税システムはどういうふうにされておられるのか、調査等いろいろ航空写真で照らし合わせたらわかると思うんですけれども、その辺のところどういうふうにされておられるのか、わかった時点で課税されるのか、その次の1月1日現在ということで、来年度に持っていかれるのか、その辺のところをお聞かせいただけたらなと思います。

それから、公共用地に関する分筆をして、その分だけを公共用地ということで指導してあげればいいんですけれども、全体がこれだからその分は道路に提供している、水道敷きに提供しているというようなところで、ずっとほっておかれたというケースもありますので、その辺のところ、上がってくればできるだけ遡及をして、還付できるような形にしてあげていただきたいと思います。

なぜこういうことかといいますと、特に中心後退分の道路、こういうふうな形で提供するというので、分筆を忘れて税金がそのままかかっているということもあるんですね。そのようなところもかなり残っていると思いますので、一度洗い直しをする必要があると思うんですけど、道路台帳の整備というの、これなかなかできませんけれども、出てくればすぐ減免をしてということになれば、もう少し狭隘道路の解消もできるんじゃないかなと思いますので、その辺のところ再度調

査をしていただけたらなと。非常に難しいんですけれども、原課との調整もしていただきたいと思いますので、その辺のところもう一度、お答えいただけたらなと思います。

それから交付税ですね、交付金等これもややこしいですね。聞いてわかるんですけれども、なるほどなというのがあれなんですけれども、何とかもらえる手ではないかなと思うんですけれども、今後も研究していただいて、ひとつお願いしたいと思います。というのは、入ってくるお金よりも出てくるお金の方が多いのに、なぜか交付税がもらわれないのか。それから、裕福な、例えば交付税だけで3分の1、地方に行けば半分以上というのがありますから、そういうふうなところで、何か三大都市圏は、東京都知事じゃないんですけれども、日本の税金の何ぼかは私ところの都がやってるんやから、その分何ぼか返してくれよというような論議も生まれてくるわけですから、その辺のところ、いい方法があれば何とか交付税の交付団体にできる方法がないかということで、政治力も含めて考えられないかと思うんですけれども、これはお願いしておきます。

それから、これは要望なんですけれども、旧の三宅小学校と味舌小学校の今後の見通しというのはどういうふうになるのか、まだ旧味舌小学校の跡地等はこの財政の悪化が急激になると、やっぱり売却もやらなければならない。旧三宅小学校についても、特に三宅小学校なんかは地元の要望でこういうふうなことでやってください、ああいうふうなこと、いろいろな要望があると思うんですけれども、これについては今度やはり早い段階できちっと決めていかなければならないと思うんですけれども、その辺につい

て担当課は大変でしょうから、一遍、副市長、どういうふうなお考えを持っておられるのか、お聞かせいただけたらなと思います。

それから、一般管理費の中の給料ですね。先ほどきちっとご答弁をいただきましたけれども、やはりこれから660人体制となってくると、非常勤の方と、それから臨時職員の方が多くなってくる。責任度合いをどうするのか。例えば窓口対応にしても、トラブルが起きたときに、どうしたらいいのかわからんと、はいあと、職員も、いや、なぜ送ったの、もういろいろな原因なってきますけれども、そういうふうな中で非常勤職員と臨時職員に対する職員の研修とかいろいろありますけれども、そういう方の研修、マニュアル等、例えば、来られてもすぐは仕事できないんですから、その辺のところの教育を人事課としてどういうふうにご考えておられるのかと思います。

それから、再任用ですね。この再任用は非常に経験豊かな方ですから、先輩の方がずっとまた続けてやっていただけると、しかしながら、給与的には半分以下になってしまうというところですね。それと、もう一つは、先輩を使いにくいという、違う課とか部とか行かれたらいいんですけど、やはり同じところにおられたら、その方はやっぱり経験者ですから、よくわかるんです。しかし、後輩を育てる意味とかいろいろ管理職が逆になってしまうというところ、いろいろな問題はあろうかと思いますが、やはりできるだけ精通した方を再任用すると。それも基準はなぜあの人の方がまたおるんかというような話もあります。特にこういうことを言っただけでは何ですけども、臨時職員、それから非常勤の職員の方がよく仕事をして、職員の方が何やあの人

はと、責任のいろいろあるとも聞きます。それと、もう一つは、電話の譲り合いですわ。取り合いじゃない、譲り合い。電話かかってきた、忙しい、だれか取るやろうなというようなことでは困るんで、その辺のところを再任用の基準というのはきちっと設けていただきたいということ。

今後、どれくらいの人数を再任用するか、非常勤職員ですね。21年度、全体で今719人言われましたけど、その中で非常勤の方368名ですかね。今後、まだまだふえていくと思うんですけども、660人体制であれば、何人ぐらいの臨時職員と非常勤職員が必要なのか、また再任用の職員がどれくらい必要なのか。

それともう一つは、現業ですね。環境対策課なんかの現業職員の方を委託も含めてこちらの職種がえの試験をやって、かえていくというような話もありますけれども、その辺のところどういうふうな人数的に一度お聞かせいただけたらなと思います。

それと、広報板ですね。なかなか全部できるまでには何年かかるんでしょうかね。一新しないと、とにかく余りかわりばえがしない修繕というような箇所もあります。

それから、ずっと置いといたら、あと5年、6年先になっても、五十何基あるんですね、今までできてないのが。それが1年に5基であつたら10年かかると。10年すれば今までの分がまた老朽化してしまうということで、何かの措置をやらないと。私こんないうたら何ですけど、あそここのところはきれいになった、こここのところはそのままやと、何しとんねんというような話もあります。そういう意味では、やはり地域性を見て、きちっ

と全市がきちっと公平な立場でいけるように広報板ぐらいは何とかしていただきたいと思います。

それから、広報紙の配布、これは入ってないところは文句言わはります。ところが、要らないところへいっぱい入っているというのがあるんですわ、何回も何回も。これはまた通知をしてあげないかんのですけれども、この前の話でしたら、持ち主さんに私にどこどこことってくださいますかというときましたけれども、入っているから取ってほったらしまいやというような話ですけれども、その辺のところの過配布ですね。これをもう一度洗い直していただきたいと。これはお願いしておきます。

それと、市の当直の嘱託員の方ですけれども、これも大変だと思います。どこの課へ回しているのか、特に新しく当直の職員で来られたとかいうのであれば、もうどこへ回したかわからんというのが現状だと思いますので、できれば延長してでも市民サービスに努めるというようなところはどうかと思います。そういう一考を一遍していただいて、例えば6時まで、1人の方、シルバーもおられるでしょうし、民間からの嘱託でも、民間委託でもいいですから、そういうふうな電話の受付の経験のある方を来ていただくとか、そういう方法も、例えば6時まででもいいですから、一番市民の方が要求されるのは、深夜はもうほとんどないと思いますけれども、そういうふうな形で6時ぐらいまで延長できないかというところ、お願いできませんでしょうか。

それと、あとは先ほどハザードマップはいいましたけど、これはお願いにしておきます。もうかなり難しいと思います。しかし啓発には努めてもらわないかんということです。特に、淀川水系という、

淀川のはんらんというのは、1時間50ミリが数時間降っても大丈夫だ、天ヶ瀬ダムとかそういうダムの整備ができて、ほとんど水がふえたり減ったりはしないんですけれども、特に安威川、これは北部丘陵の開発も含めてですけれども、大阪府もダムは要らんとは言っておるんですけれども、やはりこれは必要だと思いますんで、それがもし、安威川がはんらんしたときに、どういうふうな形になるか。

ハザードマップの水害は淀川がはんらんすればということで、基準にしていますけれども、安威川がもしはんらんすればどういうふうな形になるかというのも今後一遍来年見直しをされるということですから、その辺のところ一度考慮に入れて、それとあとは地震対策ですね。これはもう逃げようがないというか、これ大変だと思いますけれども、やはりいざというときのための啓発活動というのは必要だと思いますので、それも来年に整備していただくということでございますので、お願いをしておきます。

それと消防の件ですけれども、なぜ消防の夜間の勤務体制といったことですけれども、消防車2台が市内巡視していただいています、お昼はね。あれを夜中にできないのかということなんです。というのは、私も先日、代表質問でいきましたけれども、夜間パトロールということで民間でいろいろな防犯パトロールをやっておられるんですけれども、そもそも時間帯で昼はできるけれども、夜中、例えば一番犯罪が多いのは1時から朝3時ぐらいまでなんですけれども、その時間にパトロールですね、消防車回るだけでやっぱり犯罪抑制効果って大きいんですよ。

だから、その仮眠時間以外のときに、

市内パトロールできないかと思うんですけども、商工会青年部なんかでも自主防犯ということでパトロール車ですね、青パト買って自分らでやっておられるんですけども、そんな夜中になかなか走ることできないんです。

行政でできる範囲、警察以外にできるというのは行政の中では消防しかないんですよ。この辺のところを1週間に1回でもよろしいですわ。例えば消防車が走っているとすると、駐車場の車上荒らしとか1件でも少なくなると思うんですけども、その辺のところはできないか、できるか、一遍状況を、昼の走ってるの、市民の方もよく会うんです。2台何で走らなあかんねんと、これは2台ワンセットというのを聞いたんですけども、そういうのやったら、あっちこっちから回って、どこかで落ち合わせて走ったらいいのにというのもありますから、その辺のところも含めて、一遍ご答弁をいただけたらなと思います。

それと、非常備消防の、先ほどの機能別消防のこの3社というの非常にありがたいんですけども、この方たちには消防団としての報酬は辞退されておられます。しかしながら、やはり何かあったときには、公務災害が適用できると思うんですけども、やはり今後はやはりいろいろな形で報酬以外の何かの形で、消防器具とかいうような形で、十分な整備できるということで、市もある程度の補助もしなければならぬと思うんですけども、全国に向けて本市が機能別消防がやったということで、よく消防としていろいろな活動していただいておりますと思うんですけども、その辺のところでもう少し待遇面において考えられないかということで、もう一度お答えいただけたらなと思います。

それと、消防団のOBの利用ということ、これは本当に大事だと思うんですけども、その辺のところの公務災害等いろいろあると思うんですけども、消防団の定年延長じゃないですけども、消防団例えば自動車分団が4つあるんですかね。それと地域の消防団ということで、その振り分けでやはり年齢層いろいろやってみて、地域の消防団にお願いをして、やはり夜活動できるような分団をできるような形で一遍考えていただけないかなと思いますので、その点一遍お聞かせいただけたらと思います。

それと、自動車の艀装工事なんですけれども、先ほど議案第10号の不用額ということで減額補正ですけども、これはかなり大きな額です。見積もりのときにどうだったのかということもありますが、先ほどだって何千万円でこうこうこうなっていて、4社見積もってということなんですけれども、最初の当初の見積もりでどういうふうな形でそういうふうな見積もりをされたのか、一遍その辺のところをきちっと一遍お聞かせいただけたらなと思います。算定基準というか、道路とかいろいろやる場合は、きちとしたマニュアルがありますので、消防の場合はどういうふうな形で算定をされたのか、それをお聞かせいただけたらなと思います。

それと、今回新しくされるということで、第三分団の更新ですね。第三分団の3トン車の更新ということですけども、これについても第一、第二分団とかわりはないと思うんですけども、時間的な差がありますので、この金額が正当なものか、またこれで差額が出たということのないように、きちっと算定されておられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後5時 休憩)

(午後5時1分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事課に関する再任用の方々と臨職・非常勤の関係のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、臨職・非常勤の勤務状況についておほめの言葉もいただきました。しかし、やはり対応について、まだ不十分なところがあるというご指摘もございます。我々としていたしましては過去つくりました職員接遇ハンドブックであるとか、職員のOJTマニュアルというのを全職員に配布し、非常勤の方々にも配布しているつもりでございます。

OJTの中でまず研修をしていただき、我々としても不十分というお話もございしますので、人事課の職員が講師になっても非常勤の方々をお集めして、やはり皆様方の対応が市全体の影響を及ぼすということもあわせてご説明をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、再任用の考え方でございますが、今現在、再任用の短時間の方々が先ほど申しました719名以外に約30名ございます。これが660名体制になればということで、あくまでシミュレーションの数字でございますので、5年後の4月現在、我々、正規職員が約660名になったときに、再任用の短時間の方が60名、多い場合は70名ぐらいいらっしゃるのかなというふうに想定をいたしております。非常勤の職員につきましては、やはり業務の委託等がございますので、今現在シミュレーションの数字は持ち合わせておりませんので、よろしくお願いたします。

また、再任用の方々、給与が半分ぐらいになるということで、モチベーション

の関係いろいろあろうかと思いますが、我々としてはやはり再任用の方であっても一職員であるということで、先般2月25日に再任用、この4月予定しておられる継続新規の方、一堂に集まっていたきまして、副市長の方から再任用においても今までどおり業務を遂行するという訓示もしていただきました。もし不十分なところがあれば、またご指摘いただきまして、人事課としても個別を含めて訓示をしてみたいというふうに考えております。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 艤装につきましての答弁をさせていただきます。

算定基準といたしましては、仕様書を作成しております。これを同一仕様書を4業者に渡しております。

それと、先ほど漏れましたんですけれども、当初は緊急消防援助隊整備補助金という形でこれにつきましては、一定の載せなければいけないものとか、縛りがあります。その内定がつかなかったということで、そういう必要のないもの外したという形で最終見積もりをとり直したという部分があります。その辺説明が抜けておりましたので、こういう金額になりましたということでもあります。

○野口博委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 現在、夜間パトロールと申しますか広報活動は、火災予防運動期間中は昼間に、それから毎日の夜間パトロールにつきましては、大体午後6時から7時の間に実施しております。

委員がいわれておりますように、火災は確かに夜間が多ございます。私の方といたしましても、職員の健康管理上あるいは仮眠時間とかいう、そういうのを検討させてもらいまして、もう少し午後6時、7時ではなくて、例えば午後8時、

9時、9時、10時というような深夜帯に近い、いわゆる準夜帯の方にパトロールできるように一度前向きに検討させていただきます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 機能別消防分団分団員に他の面の待遇面、装備の方の貸与とかそういった面で待遇面をよくしてはどうかというご質問でございます。

本年1月1日の機能別消防分団発足に当たりまして、事業所で配備されている人員、それと消防車両、その他の装備を活用させていただきまして、これを運用するというのが原則でございます。ただ、火災活動はもとより訓練、それと消防出初め式などにも参加いただくということから、必要最小限の貸与と考えまして、当初アポロキャップを全団員の方に貸与いたしました。そして、車両ののぼり旗、訓練旗等を貸与する準備も完了しております。

○野口博委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほどの消防車の夜間パトロールの件でございますけれども、2台ワンセットで行っているというお話でございましたけれども、2台ワンセットで行かすのは、鳥飼出張所でございます。これは救助工作車とポンプ車、これ必ず2台ワンセットで行かせております。これは災害現場におきましては必ず2台要るものでございまして、ほかの出張所及び本署では2台で行くことはございません。

○野口博委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 先ほどの1回目のご質問で答弁が漏れておりました。22年度の予算の中には、南千里丘の開発に絡む建物に関する固定資産税は入っておりません。これは23年3月の入居と聞いておりますので、課税については2

4年度からということになります。

それと、増築分の調査についてですが、当然課税漏れのないように努めているところでございますが、まず年末の徒歩による調査や、航空写真の新旧比較、これについては業者の方にチェックをしてもらっております。そして5月に納税通知をするまでに現地へ職員が調査に行つて現物を確認しておるということでございます。

それと、道路非課税の件ですけれども、ご指摘のとおり、中心後退後、非課税となっていない道路は市内に確かに存在しております。非課税処理については、申請をいただければ現地を確認し、適切に対応してまいりたいと、そのように考えます。納税者の周知につきましては、5月発送の当初納税通知書に同封しております税のお知らせにも記載しておりますので、また今後ホームページ等にも掲載し、周知を図ってまいります。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 消防車両の艤装でございますが、消防団車両の艤装の価格でございますが、第一、第二、第四と約50万円ずつ艤装は上がっております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原消防本部総務課参事 消防団員さんの活用という件でございますけれども、先ほども申しあげましたように、平均年齢は43歳ほどと、比較的若いという状況になっておりました。逆にいえば早くお辞めになっているのかなという感じもいたしております。ですから、より地域に密着して、活動できるように、そして60歳を越えても体力の許す限りと申しますか、できる限り地域で消防団員が活動できるような方法も考えまして、消防団の活動環境の問題点というのを洗い直して整理もしていきたいというふうに考

えております。

○野口博委員長 副市長。

○小野副市長 これはご存じのように、過日の代表質問でも売却という選択肢を排除しないということを市長が答弁いたしております。

いずれにいたしましても、森内委員が言われたように、企業誘致分14億円のうちの11億円、4年分で44億円がなければこの中期財政見通しで21年度で基金はゼロということでありますから、これがもしもなかりせば、この議論は今直ちにしとかなきゃならなかったと。あれがあったゆえにここまで持ちこたえられたといっても過言ではないと思います。ただ、最終的にこの中期財政見通し、27年度35.8億円の赤字が見えるということが出ております。もうあの企業誘致条例については適用できないという、あの中身についてはできないという状況になりました。

それで、旧三宅小学校9,500平米、旧味舌小学校は9,300平米あるということで、現在、旧校庭と体育館を使用しております。我々、内部で議論していかなきゃならないのは、これをどこまで特に避難所になってるスポーツセンターは別といたしまして、校庭部分、校舎部分、これどう考えるかということを市の内部でかためなきゃならないと。ただ、これはなかなかこういう施設になりますと、これはもう市長も私も三宅なり味舌行って、あの厳しいなりというのは、肌身に感じて見ておりますから、そう軽々にあはするこうするとはでき得ないと思います。

ただ、これは本会議で申し上げておったように、まず32筆ございます市の未使用地について、行政目的を持ってやるものと、それから一定行政目的をなかな

か持ちづらいものに区分けをする。そして、この前4筆申し上げました。例の鯨生野団地、野々団地の跡地、山田川公園、都市計画決定の打っていない公園等々ありまして、ふれあいルームですね。これは当然議会と当該地元自治会、地域の方々と話をしなきゃなりません、私はまずこの問題、市長も同じように考えておられますけれども、まずこの中身を整理した上でないと、一気に学校に私はなかなかそう簡単には行かないと思いますので、これを整理した上で、ならば旧三宅と味舌小の分はどういうふうを考えるのかということは、やはり一定、市として一定の整理をした上で、議会とも一定、協議させてもらわなきゃならないと思います。

これをまだ何もしないままで、いければいいんですが、そういったこともこの財政状況にかかわりますけれども、それとは別にしてもあの9,500、9,300平米をどう活用するということは、一定、整理をした上で、まずは議会と協議をさせてもらわなきゃならないということは重々わかっております。

ただ、今のところは、こうする、あはするというのは持っておりません。持っておりませんが、はっきりわかるのはスポーツセンターとして使用しているあの部分、あれは残すと。それ以上どこをどう残すかは、これ一度22年度の中で一度議論した上で、今までも大概多く議論してきたんですが、これを議会にまだお示しするまでには至っておりません。そういうことも含めて、まず32筆の整理、そこには2筆が入っておりますけれども、そこをまず整理した上で学校の問題については議会、また地元との話し合いができるような考え方をもちたいということを思っております。

○野口博委員長 以上で森内委員の質問

は終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時14分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野 口 博

総務常任委員 三 好 義 治